

# 日本セーフティプロモーション学会誌

Journal of Safety Promotion

第16巻第1号 2023年4月

Vol.16 No.1 April 2023



# 目次

巻頭言 Journal of Safety Promotion	市川 政雄……………	1
2. 原著		
性犯罪処罰規定の見直しの経緯とその議論 —暴行・脅迫の要件を中心に—	西山 智之……………	2
3. 実践研究		
計量テキスト分析を用いた法看護教育の課題	山田 典子……………	18
4. 連載 第5回 セーフティプロモーションと私		
	松野 敬子……………	29
	徳珍 温子……………	33
5. 論壇		
Safe Communityは、日本の安全文化に何をもたらしたのか ～SCの社会実装10年の「気付き」覚書き その13～	石附 弘……………	36
6. 日本セーフティプロモーション学会 第16回学術大会報告	須賀 朋子……………	43

## Journal of Safety Promotion

筑波大学医学医療系  
日本セーフティプロモーション学会誌 編集委員長  
市川政雄

日本セーフティプロモーション学会誌の英語の名称を Journal of Safety Promotion に変更することが当学会理事会で承認され、今号よりその新たな名称を用いています。単に Japanese を削除しただけですが、世界的に通用するような学術誌に発展することを願って、Japanese を削除しました。日本語の名称は、当学会の存在がわかるように、また学会名を雑誌名に用いることが多いことから、引き続き同じ名称を用います。

世界には Safety を冠した学術誌がいくつもあります。Journal Citation Reports™ (JCR) で検索したところ、雑誌名に Safety を含む学術誌は51誌ありました。一口に safety と言っても、agricultural safety, biosafety, community safety, drug safety, environmental safety, fire safety, food safety, nuclear safety, patient safety, process safety, road safety, system safety, transportation safety (いずれも雑誌名から語句を抜粋) など特定の分野を専門にした雑誌も多く、多岐にわたります。改めて、safety のすそ野の広さを実感しました。

ちなみに、雑誌名に Safety Promotion を含む学術誌は2誌あります。1誌は、European Association for Injury Prevention and Safety Promotion (EuroSafe) の学術誌 International Journal of Injury Control and Safety Promotion (年4回発行) です。創刊当初の1994年から1999年までは International Journal for Consumer and Product Safety、2000年から2004年までは Injury Control and Safety Promotion、2005年から現在の名称になったようです。ウェブサイトの情報によると、受理 (アクセプト) される割合は14%。投稿論文が100編あったとしたら、そのうち14編しかアクセプトされないので、当学会誌と比べると、相当ハードルが高いと言えます。一方、論文の受付日から最初の査読結果が出るまでの平均日数は77日なので、その点では当学会誌が勝っています。当学会誌では査読者の努力のおかげで約1か月です。

もう1誌は、African Safety Promotion。A Journal of Injury and Violence Prevention というサブタイトルがついています。発行元はなんと明記されていませんが、アフリカで発行されている学術誌のプラットフォーム African Journals OnLine (AJOL) において無料で公開されており、編集委員会の構成員によると、南アフリカ大学と南アフリカ医学研究評議会が中心になっているようです。2002年に創刊され、年2回発行とのことですが、発行のない年、年1回あるいは年3回発行の年もあります。その点は広大なアフリカ大陸のようなおおらかさを感じます。

当学会誌は2008年創刊で、2016年から年2回の発行となっています。また、第14巻1号 (2021年) をもって冊子体の発行を終了し、第14巻2号から電子版で発行しています。実はそれにより紙幅に余裕ができました。当学会誌が有意義な情報・意見交換の場となるよう、さまざまな種類の原稿の投稿をお待ちしています。

# 性犯罪処罰規定の見直しの経緯とその議論 —暴行・脅迫の要件を中心に—

西 山 智 之

日本大学法学部

現在、現行刑法の性犯罪処罰規定の改正に向けた議論が進んでいる。そうした改正に進んだ経緯を確認し、今後我が国の性犯罪処罰規定の改正の議論をどのように理解していけば良いかを考えるため、次のような研究を行った。①我が国における性犯罪処罰規定の歴史的変遷について調査を行った。②法制審議会で議論されている論点のうち、最も重要な論点の1つであると考えられる強制性交等罪における暴行・脅迫の要件について、議論の状況や実務上の運用についての調査を行った。そして、その結果をふまえて、法制審議会が出した「要綱（骨子）案」について検討を行った。考察の結果、明治時代から続く性犯罪処罰規定の形を変えることや要綱（骨子）案で列挙された強制性交等罪の要件は適切な処罰を可能とすること、そして何より、性犯罪の被害者救済のためには、被害者が接するであろう司法関係者や学校関係者、親族等の、性犯罪の実態や性犯罪処罰規定の正しい理解が必要であるという結論が出た。そうした問題に対応するためにも、今回の法制審議会が出た「要綱（骨子）案」は有効であると考えられる。

キーワード：性犯罪、性犯罪処罰規定、刑法改正、性犯罪被害者の救済

## I. 緒言

性犯罪は、犯罪の中でも被害者に深刻なダメージを与え、一生にわたる傷を残してしまう凶悪な犯罪である<sup>1</sup>。こうした認識が刑事司法の中になかったとまでは言えないものの、我が国の刑事法における性犯罪への対応が十分ではなかったことは、刑事法の研究者からも指摘がなされている<sup>2</sup>。21世紀に入ってから遅れながらも刑法の性犯罪処罰規定の改正が進められており、2017年には110年ぶりと言われた大きな改正が行われた。そして現在も刑法における性犯罪処罰規定を改正するための議論が続いている。本稿では、我が国の近代刑法における性犯罪処罰規定の変遷を調査しつつ、現在議論が行われている性犯罪処罰規定の見直しについて、その経緯を調査・研究すると共に、若干の考察を加えたい。

なお、現在行われている性犯罪処罰規定の改正の議論は非常に幅広いため、本稿では、全体に触れつつも強制性交等罪（旧：強姦罪）の構成要件（法律に定められている犯罪が成立するための要件）について調査・研究し、その中でも暴行・脅迫の要件を中心に進めていきたい。

## II. 方法

まず、我が国の近代刑法がこれまで性犯罪をどのように取り扱ってきたのかについて調べるため、旧刑法・現行刑法における性犯罪処罰規定の歴史とその改正に向けた議論がどのように進んだのかについて調査を行った。次に、現在行われている性犯罪処罰規定の改正の議論の中でも最も重要な論点の一つとされている強制性交等罪（強姦罪）における暴行・脅迫、心神喪失・抗拒不能の要件について、学

<sup>1</sup> 性犯罪被害の重大さは数多く報告されているが、例えば、英国内務省が行った調査では、性犯罪の被害者は他の暴力犯罪よりも顕著に重大な被害を受けるとしている。マシュー・ラクトロン（四方光＝黒川浩一 編集）「I 公共の安全～性犯罪者に対する英国の法的対応～（PROTECTING THE PUBLIC: The legislative response to sexual offending in the United Kingdom）」警察政策研究第10号161頁（警察政策研究センター、2007）。

<sup>2</sup> 例えば、藤本哲也『性犯罪研究』（中央大学出版部、2008）の「はしがき」において「我々刑事法の分野において、性犯罪あるいは性犯罪者に関する研究書が極めて少ないように思う」と指摘がなされている。また、井田良「性犯罪処罰規定の改正についての覚書」慶應法学第31号44頁（慶應義塾大学法務研究科、2015年）において「諸外国における『性刑法』の発展と比べたとき、日本は、何度も『列車に乗り遅れた』のであり、改革に向けてエンジンがかかるのがあまりに遅すぎたといえよう。」と指摘がなされている。

説や判例などを基に、現在までの強制性交等罪（強姦罪）の運用状況を調査した。そして、その結果をふまえて、法制審議会から2023年2月に性犯罪処罰規定の改正案として出された「要綱（骨子）案」に対する検討を行い、性犯罪処罰規定の今後と性犯罪被害者を救済するために必要な事項について考察を行った<sup>3</sup>。

### Ⅲ. 結果

#### 1. 近代刑法における性犯罪処罰規定の歴史

我が国における（西洋型）近代刑法は、明治13（1880）年に制定された旧刑法（明治13年太政官布告第36号）が最初のものであるとされている<sup>4</sup>。この旧刑法において性犯罪の規定は、第三編「身體財産ニ對スル重罪輕罪」の第1章「身體ニ對スル罪」の中の第11節「猥褻姦淫重婚ノ罪」に規定されており、強制わいせつ（第346条・第347条）及び強姦（第348条・349条）は次のように定められていた<sup>5</sup>。

##### 第三百四十六條

十二歳ニ滿サル男女ニ對シ猥褻ノ所行ヲ爲シ又ハ十二歳以上ノ男女ニ對シ暴行脅迫ヲ以テ猥褻ノ所行ヲ爲シタル者ハ一月以上一年以下ノ重禁錮ニ處シ二圓以上二十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

##### 第三百四十七條

十二歳ニ滿サル男女ニ對シ暴行脅迫ヲ以テ猥褻ノ所行ヲ爲シタル者ハ二月以上二年以下ノ重禁錮ニ處シ四圓以上四十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

##### 第三百四十八條

十二歳以上ノ婦女ヲ強姦シタル者ハ輕懲役ニ處ス藥酒等ヲ用ヒ人ヲ昏睡セシメ又ハ精神ヲ錯亂セシメテ姦淫シタル者ハ強姦ヲ以テ論ス

##### 第三百四十九條

十二歳ニ滿サル幼女ヲ姦淫シタル者ハ輕懲役ニ處ス若シ強姦シタル者ハ重懲役ニ處ス

（内閣官報局『明治十三年 法令全書』150-151頁を基に作成）

なお、強姦の条文に在る「重懲役」とは9年以上11年以下の懲役であり、「輕懲役」とは6年以上8年以下の懲役場における拘置を指している<sup>6</sup>。

この旧刑法は、フランスの1810年刑法典を基礎にしていたが、ヨーロッパの新しい刑法理論に対応していないなどの批判があり、政府による改正作業が行われた<sup>7</sup>。その結果、1871年のドイツ刑法典及び各国の最新の刑法を参考とした現在の刑法（明治40年法律第45号）が明治40（1907）年に制定された<sup>8</sup>。これが今日まで続く現在の刑法典となる。現行刑法では、制定当初から現在まで性犯罪の規定は、第2編第22章の性的な事柄に関連する罪の中で定められており、強制わいせつ罪・準強制わいせつ罪（第176条・第178条1項）と強制性交等罪・準強制性交等罪（2017年までは強姦罪・準強姦罪）（第177条・第178条2項）は個人的法益<sup>9</sup>に対する罪であるというのが通説であるものの、刑法全体の中では社会的法益に対する罪に位置づけられている<sup>10</sup>。刑法の第176条～第181条は制定当初、次のように定められていた。

##### 第百七十六條

十三歳以上ノ男女ニ對シ暴行又ハ脅迫ヲ以テ猥褻ノ行爲ヲ爲シタル者ハ六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス十三歳ニ滿タサル男女ニ對シ猥褻ノ行爲ヲ爲シタル者亦同シ

##### 第百七十七條

暴行又ハ脅迫ヲ以テ十三歳以上ノ婦女ヲ姦淫シタル

<sup>3</sup> 性犯罪処罰規定の歴史の分析や研究方法については、牧野雅子『刑事司法とジェンダー』（インパクト出版会、2013）を参考にした。

性犯罪処罰規定の平成29（2017）年の改正に至る経緯から、改正後の議論と刑事立法に関する分析については、上野幸彦「性犯罪規定改正の議論に関する覚書—暴行・脅迫要件に関する検討会の議論を振り返って—」日本法学第87巻第2号25-49（560-536）頁（日本大学法学会、2020）を参考にした。

<sup>4</sup> 山中永之佑 監修『日本現代法史論—近代から現代へ—』147頁〔執筆担当：田中亜紀子〕（法律文化社、2010）。

<sup>5</sup> 牧野、前掲注（3）、24-27頁。

<sup>6</sup> 旧刑法第22条。内閣官報局『明治十三年 法令全書』108-109頁。

<sup>7</sup> 日本近代法制史研究会 編集『日本近代法120講』167頁〔執筆担当：吉井蒼生夫〕（法律文化社、1992）。山中、前掲注（4）、147-148頁。

<sup>8</sup> 山中永之佑 編著『新・日本近代法論』170-171頁〔執筆担当：吉井蒼生夫〕（法律文化社、2002）。山中、前掲注（4）、148頁。

<sup>9</sup> 法益＝法によって守られる社会生活上の利益。

<sup>10</sup> 大谷實『刑法講義各論〔新版第5版〕』118-119頁（成文堂、2019）。前田雅英『刑法各論講義 第7版』95頁（東京大学出版会、2020年）。井田良『講義刑法学・各論〔第2版〕』110頁（有斐閣、2020）。高橋則夫『刑法各論〔第4版〕』128頁（成文堂、2022）などを参考にした。



者ハ強姦ノ罪ト爲シ二年以上ノ有期懲役ニ處ス十三歳ニ滿タサル婦女ヲ姦淫シタル者亦同シ

**第一百七十八条**

人ノ心神喪失若クハ抗拒不能ニ乗シ又ハ之ヲシテ心神ヲ喪失セシメ若クハ抗拒不能ナラシメテ猥褻ノ行爲ヲ爲シ又ハ姦淫シタル者ハ前二條ノ例ニ同シ

(内閣官報局『明治四十年 法令全書』98-99頁を基に作成)

明治40(1907)年以降は、昭和16(1941)年制定の「戦時犯罪処罰ノ特例ニ関スル法律」や昭和17(1942)年制定の「戦時刑事特別法」などによって、戦時中のみ一時的に強制わいせつ罪や強姦罪などの法定刑が引き上げられ非親告罪化されたこと<sup>11</sup>や、昭和33(1958)年の刑法改正によって2人以上の者が共同して強姦する輪姦形態による強姦罪を非親告罪化したことなどの部分的な改正のみがあった<sup>12</sup>。その後、平成16(2004)年の刑法改正にて次のように、強制わいせつ罪、強姦罪などの法定刑が引き上げられ、集団強姦罪が創設された<sup>13</sup>。

**第一百七十六条**

十三歳以上の男女に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、六月以上十年以下の懲役に処する。十三歳未満の男女に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。

**第一百七十七条**

暴行又は脅迫を用いて十三歳以上の女子を姦淫した者は、強姦の罪とし、三年以上の有期懲役に処する。十三歳未満の女子を姦淫した者も、同様とする。

**第一百七十八条**

人の心神喪失若しくは抗拒不能に乘じ、又は心神を喪失させ、若しくは抗拒不能にさせて、わいせつな

行為をした者は、第一百七十六条の例による。

2 女子の心神喪失若しくは抗拒不能に乘じ、又は心神を喪失させ、若しくは抗拒不能にさせて、姦淫した者は、前条の例による。

**第一百七十八条之二**

二人以上の者が現場において共同して第一百七十七条又は前条第二項の罪を犯したときは、四年以上の有期懲役に処する。

(国立印刷局『法令全書 平成十六年十二月号(一)』141-142頁を基に作成)

この平成16(2004)年の刑法改正は、100年近く変わらなかった強制わいせつ罪や強姦罪などの法定刑を引き上げ、新しく集団強姦罪を創設したものであったが、性犯罪処罰規定の形は基本的には明治40(1907)年の現行刑法ができた当初と同じものであった<sup>14</sup>。

こうした性犯罪処罰規定の形は性犯罪の実態に合っていないのではないかという批判の声は多く、衆参両議院の法務委員会の附帯決議において性犯罪の罰則について更なる検討が求められたことや、第3次男女共同参画基本計画<sup>15</sup>(平成22年12月17日閣議決定)において強姦罪の見直しなど性犯罪の規定について検討を求められたことも受けて、政府は改正に動いた<sup>16</sup>。平成26(2014)年10月に法務省に設置された「性犯罪の罰則に関する検討会」が12回の会議を経て『「性犯罪の罰則に関する検討会」取りまとめ報告書<sup>17</sup>』を公表し、それを受けて平成27(2015)年10月に法制審議会への諮問がなされた<sup>18</sup>。法制審議会刑事法(性犯罪関係)部会は、7回の会議を経て刑法改正の「要綱(骨子)修正案<sup>19</sup>」を取りまとめ、平成28(2016)年9月に法務大臣に答申を行った<sup>20</sup>。

<sup>11</sup> 牧野・前掲注(3)29-30頁。

<sup>12</sup> 大谷・前掲注(10)119頁。前澤貴子「性犯罪規定に係る刑法改正法案の概要」調査と情報—ISSUE BRIEF—No.962(2017.5.22)1頁(国立国会図書館調査及び立法考査局、2017年)。

<sup>13</sup> 大谷・前掲注(10)119頁。前澤・前掲注(12)1頁。条文については、「性犯罪の法定刑に関する改正経過等」(法制審議会刑事法〔性犯罪関係〕部会第1回会議配付資料17)2-3頁も参考にした。

<sup>14</sup> 大谷・前掲注(10)119頁。前澤・前掲注(12)、1頁。

<sup>15</sup> 内閣府男女共同参画局「第3次男女共同参画基本計画 平成22年12月17日」74頁

[https://www.gender.go.jp/about\\_danjo/basic\\_plans/3rd/pdf/3-26.pdf](https://www.gender.go.jp/about_danjo/basic_plans/3rd/pdf/3-26.pdf)(2023年2月28日閲覧)(内閣府、2010年)。

<sup>16</sup> 前澤・前掲注(12)1-2頁。

<sup>17</sup> 法務省Webサイト「性犯罪の罰則に関する検討会」

[https://www.moj.go.jp/keijil/keiji12\\_00090.html](https://www.moj.go.jp/keijil/keiji12_00090.html)(2023年2月28日閲覧)。

<sup>18</sup> 内田亜也子「被害の実態に即した性犯罪施策の課題(1) —平成29年刑法改正に関する国会議論—」立法と調査424号4頁(参議院常任委員会調査室・特別調査室、2020年)。前澤・前掲注(12)、2頁。

<sup>19</sup> 法務省Webサイト「法制審議会—刑事法(性犯罪関係)部会」

[https://www.moj.go.jp/shingil/shingikai\\_seihan.html](https://www.moj.go.jp/shingil/shingikai_seihan.html)(2023年1月9日閲覧)。

<sup>20</sup> 前澤・前掲注(12)2頁。内田・前掲注(18)、4-5頁。

改正法案では、①強姦罪の構成要件（処罰対象行為等）の見直し、②強姦罪（強制性交等罪）の法定刑の引き上げ、③監護者であることに乗じたわいせつ行為等に対する規定の新設、④強盗強姦罪の構成要件の見直し、⑤性犯罪の非親告罪化が示されたが、強姦罪（強制性交等罪）における暴行・脅迫の要件の緩和や性交同意年齢の引き上げ等については見送られた<sup>21</sup>。政府は、法制審議会の答申内容を受けて性犯罪処罰規定の改正案（刑法の改正案）を国会に提出し、平成29（2017）年6月に以下のように性犯罪処罰規定が改正された<sup>22</sup>（施行は同年7月）。これが現在の刑法における性犯罪処罰規定となっている。

#### 第百七十六条

十三歳以上の者に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、六月以上十年以下の懲役に処する。十三歳未満の者に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。

#### 第百七十七条

十三歳以上の者に対し、暴行又は脅迫を用いて性交、肛門性交又は口腔性交（以下「性交等」という。）をした者は、強制性交等の罪とし、五年以上の有期懲役に処する。十三歳未満の者に対し、性交等をした者も、同様とする。

#### 第百七十八条

人の心神喪失若しくは抗拒不能に乘じ、又は心神を喪失させ、若しくは抗拒不能にさせて、わいせつな行為をした者は、第百七十六条の例による。

2 人の心神喪失若しくは抗拒不能に乘じ、又は心神を喪失させ、若しくは抗拒不能にさせて、性交等をした者は、前条の例による。

#### 第百七十九条

十八歳未満の者に対し、その者を現に監護する者であることによる影響力があることに乗じてわいせつな行為をした者は、第百七十六条の例による。

2 十八歳未満の者に対し、その者を現に監護する者であることによる影響力があることに乗じて性交等をした者は、第百七十七条の例による。

（国立印刷局『法令全書 平成二十九年六月号』273-274頁を基に作成）

この改正された性犯罪処罰規定は、性被害当事者団体から評価がなされる<sup>23</sup>一方で、改正が行われなかった暴行・脅迫の要件の緩和・撤廃や性交同意年齢の引き上げなどについて、引き続き検討を求める声が国会審議中・改正法の成立後も多く出された<sup>24</sup>。

そこで平成29（2017）年7月に施行された改正法〔「刑法の一部を改正する法律」（平成29年法律第72号）〕の附則第9条で「政府は、この法律の施行後三年を目途として、性犯罪における被害の実情、この法律による改正後の規定の施行の状況等を勘案し、性犯罪に係る事案の実態に即した対処を行うための施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」とし、政府に対して、刑法の性犯罪処罰規定を改正した後も、性犯罪の実態に即した対応をするように求めた<sup>25</sup>。法務省はそれを受けて、平成30（2018）年4月に関係局部課の担当者をメンバーとする「性犯罪に関する施策検討に向けた実態調査ワーキンググループ」を設置し、14回の調査・会議を経て令和2（2020）年3月に「性犯罪に関する施策検討に向けた実態調査ワーキンググループ取りまとめ報告書<sup>26</sup>」を公表した<sup>27</sup>。また令和2（2020）年6月に附則9条に基づき法務省に「性犯罪に関する刑事法検討会」が設置され、性犯罪に関する施策検討に向けた実態調査ワーキンググループの取りまとめ報告書を踏まえて<sup>28</sup>、「暴行・脅迫や心神喪失・抗拒不能の要件の在り方」「地位・関係性を利用した犯罪類型の在り方」「いわゆる性交同

<sup>21</sup> 前澤・前掲注（12）2-13頁。なお、集団強姦罪については、強姦罪（強制性交等罪）の法定刑の下限の引き上げにより、集団強姦罪の法定刑の下限を超えたため、廃止された。前澤・前掲注（12）、5頁。

<sup>22</sup> 内田・前掲注（18）5-6頁。

<sup>23</sup> Spring「見直そう！刑法性犯罪～性被害当事者の視点から～」1-2頁（一般社団法人Spring、2018）。

<sup>24</sup> 内田・前掲注（18）7-17頁。Spring・前掲注（23）1-8頁。

<sup>25</sup> 内田・前掲注（18）7-8頁。

<sup>26</sup> 法務省Webサイト「性犯罪に関する施策検討に向けた実態調査ワーキンググループ」

<https://www.moj.go.jp/shingil/shingi00400006.html>（2023年1月9日閲覧）。

<sup>27</sup> 内田亜也子「被害の実態に即した性犯罪施策の課題（2）—刑法の一部を改正する法律案に対する附帯決議の対応状況—」立法と調査425号51-52頁（参議院常任委員会調査室・特別調査室、2020年）。

<sup>28</sup> 性犯罪に関する刑事法検討会「性犯罪に関する刑事法検討会（第1回）議事録」5-6頁〔岡田刑事法制企画官発言〕（令和2年6月4日）。

<https://www.moj.go.jp/content/001323995.pdf>（2023年1月19日閲覧）。

意年齢の在り方」などの多数の論点について、ヒアリングなどを含めた議論が行われ、16回の会議を経て令和3（2021）年5月に「『性犯罪に関する刑事法検討会』取りまとめ報告書<sup>29</sup>」が公表された<sup>30</sup>。この検討会での検討結果を受けて、法務大臣は令和3（2021）年9月に法制審議会に対し諮問をおこなった<sup>31</sup>。諮問は、第一「相手方の意思に反する性交等及びわいせつな行為に係る被害の実態に応じた適切な処罰を確保するための刑事実体法の整備」、第二「性犯罪の被害の実態に応じた適切な公訴権行使を可能とするための刑事手続法の整備」、第三「相手方の意思に反する性的姿態の撮影行為等に対する適切な処罰を確保し、その画像等を確実に剝奪できるようにするための実体法及び手続法の整備」で構成されている<sup>32</sup>。第一では、①刑法第176条・第177条における暴行・脅迫の要件の改正、そして刑法第178条における心神喪失・抗拒不能の要件の改正、②暴行・脅迫を用いなくても強制性交等罪・強制わいせつ罪が成立する性交同意年齢（13歳）の引き上げ、③地位・関係性を利用して行われる性交等・わいせつ行為に対する罪の新設、④強制性交等罪の対象とならない男性器（陰茎）以外の身体の一部や物を挿入することについての刑法での取り扱いの見直し、⑤配偶者間でも強制性交等罪が成立することについての明確化、⑥性交等・わいせつ行為目的で、若年者を手なずけるグルーミング行為に対する罪の新設といった内容が諮られている<sup>33</sup>。第二では、①訴追の機会を長期間確保するために性犯罪の公訴時効期間（強制性交等罪10年、強制わいせつ罪7年）を見直し、②現在は原則として認められていない、捜査

機関が被害者等から聴取した結果を録音・録画した記録媒体の裁判での証拠能力について特則を新設するといった内容が諮られている<sup>34</sup>。第三では、①性的な姿を撮影することやその画像等の提供に対する罪を新設すること、②性的な姿の画像等を没収・消去することができるような仕組みを作るという内容が諮られている<sup>35</sup>。法制審議会刑事法（性犯罪関係）部会は14回の会議を経て、刑法改正の「要綱（骨子）案<sup>36</sup>」を取りまとめ、令和5（2023）年2月に法務大臣に答申を行った<sup>37</sup>。法務省は、同意のない性行為が処罰対象となることを社会に伝わるようにしてほしいとする性被害当事者側の意向も受けて、「強制性交等罪」の罪名を「不同意性交等罪」とする方向で、刑法改正に向けた準備を進めている<sup>38</sup>。なお、「要綱（骨子）案」の全ての内容は大変な分量であるため、ここでは本稿で取り扱う、刑法第176条・第177条における暴行・脅迫の要件の改正、刑法第178条における心神喪失・抗拒不能の要件の改正についてのみを見ていきたい。

#### 刑法改正の「要綱（骨子）案」

##### 暴行・脅迫要件、心神喪失・抗拒不能要件の改正 — 強制わいせつ罪及び準強制わいせつ罪の要件の改正

1 次の（一）に掲げる行為その他これらに類する行為により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ、又は次の（二）に掲げる事由その他これらに類する事由により、当該状態にあることに乗じて、わいせつな行為をした者は、六月以上十年以下の拘禁刑に処するものとする。

<sup>29</sup> 法務省Webサイト「性犯罪に関する刑事法検討会」

[https://www.moj.go.jp/keijil/keiji12\\_00020.html](https://www.moj.go.jp/keijil/keiji12_00020.html)（2023年1月19日閲覧）。

<sup>30</sup> 「ひろば時論『性犯罪に関する刑事法検討会』の取りまとめについて」法律のひろば10月号（第74巻第10号）2頁（ぎょうせい、2021）。

<sup>31</sup> 法制審議会刑事法（性犯罪関係）部会「第1回会議 議事録」1頁〔川原委員発言〕5-6頁〔吉田幹事発言〕（2021年10月27日）。  
<https://www.moj.go.jp/content/001359871.pdf>（2023年1月19日閲覧）。

<sup>32</sup> 「諮問第117号」（法制審議会刑事法（性犯罪関係）部会第1回会議配布資料）（2021年10月27日）  
<https://www.moj.go.jp/content/001357718.pdf>（2023年1月20日閲覧）。

<sup>33</sup> 法制審議会「第1回会議 議事録」・前掲注（31）6頁〔吉田幹事発言〕。

<sup>34</sup> 法制審議会「第1回会議 議事録」・前掲注（31）6頁〔吉田幹事発言〕。

<sup>35</sup> 法制審議会「第1回会議 議事録」・前掲注（31）6頁〔吉田幹事発言〕。

<sup>36</sup> 法務省Webサイト「法制審議会－刑事法（性犯罪関係）部会」

[https://www.moj.go.jp/shingi1/housei02\\_003011](https://www.moj.go.jp/shingi1/housei02_003011)（2023年3月4日閲覧）。

<sup>37</sup> 法務省Webサイト「法制審議会第197回会議（令和5年2月17日開催）」

[https://www.moj.go.jp/shingi1/shingi03500044\\_00001.html](https://www.moj.go.jp/shingi1/shingi03500044_00001.html)（2023年3月4日閲覧）。田内康介「性犯罪 規定の見直し答申 戸籍の読み仮名も 法制審」朝日新聞朝刊東京本社版2023年2月18日、33頁。

<sup>38</sup> 山本将克「刑法改正案：『強制』→『不同意』性交等罪に 同意なしは処罰、明確化 法務省変更方針」毎日新聞東京朝刊2023年2月25日、26頁。



(一) 次に掲げる行為

- (1) 暴行又は脅迫を用いること。
- (2) 心身に障害を生じさせること。
- (3) アルコール又は薬物を摂取させること。
- (4) 睡眠その他の意識が明瞭でない状態にすること。
- (5) 拒絶するいとまを与えないこと。
- (6) 予想と異なる事態に直面させて恐怖させ、又は驚愕させること。
- (7) 虐待に起因する心理的反応を生じさせること。
- (8) 経済的又は社会的関係上の地位に基づく影響力によって受ける不利益を憂慮させること。

(二) 次に掲げる事由

- (1) 暴行又は脅迫を受けたこと。
- (2) 心身に障害があること。
- (3) アルコール又は薬物の影響があること。
- (4) 睡眠その他の意識が明瞭でない状態にあること。
- (5) 拒絶するいとまがないこと。
- (6) 予想と異なる事態に直面して恐怖し、又は驚愕していること。
- (7) 虐待に起因する心理的反応があること。
- (8) 経済的又は社会的関係上の地位に基づく影響力によって受ける不利益を憂慮していること。

2 行為がわいせつなものではないと誤信させ、若しくは行為の相手方について人違いをさせて、又は行為がわいせつなものではないと誤信していること若しくは行為の相手方について人違いをしていることに乗じて、わいせつな行為をした者も、1と同様とするものとする。

**二 強制性交等罪及び準強制性交等罪の要件の改正**

1 一1 (一) に掲げる行為その他これらに類する行為により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ、又は一1 (二) に掲げる事由その他これらに類する事由によ

り、当該状態にあることに乗じて、性交、肛門性交又は口腔性交（以下「性交等」という。）をした者は、五年以上の有期拘禁刑に処するものとする。

2 行為がわいせつなものではないと誤信させ、若しくは行為の相手方について人違いをさせて、又は行為がわいせつなものではないと誤信していること若しくは行為の相手方について人違いをしていることに乗じて、性交等をした者も、1と同様とするものとする。

(法制審議会第197回会議配布資料「要綱（骨子）案」を基に作成)

政府は、上記の改正案を基に、令和5（2023）年3月中に閣議決定を行う予定で、更に同年の国会での成立を目指して刑法改正の作業を進めている<sup>39</sup>。

**2. 暴行・脅迫、心神喪失・抗拒不能の要件に関する議論**

ここでは、性犯罪処罰規定の改正の議論の中でも最も重要な論点の一つとされる、強制性交等罪（強姦罪）<sup>40</sup>における暴行・脅迫、心神喪失・抗拒不能の要件について議論の状況を見たい。

現在の刑法では、13歳以上の者に対する強制性交等罪が成立するためには「暴行または脅迫を用いて」、〔男性器（陰茎）を女性器（膣）に挿入する〕性交、（男性器を肛門に挿入する）肛門性交、（男性器を口腔に挿入する）口腔性交が行われることが要件とされている<sup>41</sup>。また準強制性交等罪が成立するためには、「心神喪失に乗じて」か「抗拒不能に乗じて」か「心神を喪失させて」か「抗拒不能にさせて」、性交、肛門性交、口腔性交が行われたことが要件とされている<sup>42</sup>。この「心神喪失」とは、失神・睡眠・泥酔・高度の精神障害などの理由から、自身の行為について正常な判断ができない状態にある場合をいうとされる<sup>43</sup>。また「抗拒不能」とは、手足を縛られていたり、催眠術・錯誤・畏怖の状態など、物理

<sup>39</sup> 「強制性交等を『不同意性交罪』に、刑法改正案の名称変更」日本経済新聞朝刊2023年2月25日、43頁。

<sup>40</sup> ここでは、判例や文献に応じて「強制性交等罪」と「強姦罪」という名称が混在するが、基本的に2017年よりも前の議論や判例では「強姦罪」を、2017年よりも後の議論や判例では「強制性交等罪」を使用し、時期に関係のない議論の場合には「強制性交等罪（強姦罪）」又は「強制性交等罪」を使用する。

<sup>41</sup> 大谷・前掲注（10）123-126頁。前田・前掲注（10）100-106頁。井田・前掲注（10）講義刑法学115-127頁。高橋・前掲注（10）、138-141頁などを参考にした。

<sup>42</sup> 大谷・前掲注（10）126-129頁。前田・前掲注（10）106-108頁。井田・前掲注（10）講義刑法学128-129頁。高橋・前掲注（10）141-144頁など。

<sup>43</sup> 西田典之（橋爪隆 補訂）『刑法各論〔第7版〕』104頁（弘文堂、2018）。大谷・前掲注（10）127頁。高橋・前掲注（10）142頁など。なお、この「心神喪失」は責任能力で問題となる刑法第39条1項の「心神喪失」と必ずしも同じではないとされる。前田・前掲注（10）106頁。

的・心理的に抵抗ができない状態にあった場合をいうとされている<sup>44</sup>。

この強制性交等罪の要件である暴行・脅迫の要件については、裁判では「相手方の抗拒を著しく困難ならしめる程度のも<sup>45</sup>」という定義を使用しつつ、具体的な事情を考慮しながら判断しているとされる<sup>46</sup>。この暴行・脅迫の要件は、被害者の反抗を抑圧するに足る程度が必要な強盗罪における暴行・脅迫よりも緩和されている<sup>47</sup>ものの、人の身体または物に対する不法な有形力の行使である暴行の中では、「被害者の反抗を抑圧するのに足る程度の暴行・被害者の反抗を著しく困難にする程度の暴行」という最狭義の暴行に入るとされている<sup>48</sup>。こうした暴行・脅迫の要件により、「暴行・脅迫が被害者の反

抗を著しく困難ならしめる程度とはいえない」として、被告人が無罪となった裁判<sup>49</sup>が多くあり<sup>50</sup>、2017年の刑法改正以前の強姦罪の頃より、暴行・脅迫は最狭義のものに限定される必要はないといった意見<sup>51</sup>や、暴行・脅迫という要件の文言自体が不要であり、被害者の意思に反した性交は罪に問うべきであるとする意見<sup>52</sup>、強姦罪の手段としての暴行・脅迫が被害者の抵抗を著しく困難にする程度のもので解釈されてきたことによって、強姦罪の成立範囲が不当に狭められてきたという意見<sup>53</sup>など、暴行・脅迫の要件に対する批判が多く見られる<sup>54</sup>。

しかしそうした反面、裁判所は「被害者の反抗を著しく困難にする程度の暴行・脅迫」が必要であるとしつつも、その程度の暴行・脅迫を絶対的な要件

<sup>44</sup> 前田・前掲注(10)107頁。高橋・前掲注(10)142頁。西田・前掲注(43)104頁など。

<sup>45</sup> 最高裁判所第三小法廷昭和24年5月10日判決。この事件は、被告人が、母親と待ち合わせをしていた15歳の女学生に対し、言葉巧みに話しかけ畑の中に連れ込み押し倒し、被害者が大声で助けを呼ぼうとすると声を出すと殺すぞと脅し、顔を殴るなどの暴行を加えて姦淫行為(男性器の女性器への挿入)を行った事件。被告人側が、被告人が被害者に対し暴行・脅迫を加えた事実は存在せず、仮にそのような事実が存在したとしても被害者は抗拒不能に陥っていないと主張したのに対し、裁判所は「刑法第一七七条にいわゆる暴行又は脅迫は相手方の抗拒を著しく困難ならしめる程度のものであることを以て足りる。」とし、被告人が被害者にその程度の暴行・脅迫を加えたという事実は証拠によつて十分立証されているとして有罪とした。

<sup>46</sup> 半田靖史「性犯罪における暴行脅迫・抗拒不能要件等に関する裁判例の分析」刑法雑誌第61巻第1号112-113頁(日本刑法学会、2021)。

<sup>47</sup> 西田典之=山口厚=佐伯仁志 編集『注釈刑法第2巻 各論(1) §77~198』626頁〔執筆担当:和田俊憲〕(有斐閣、2016)。

<sup>48</sup> 伊藤和子『なぜ、それが無罪なのか!?—性被害を軽視する日本の司法』64-66頁、200-202頁(ディスカバー・トゥエンティワン、2019)。井田・前掲注(10)講義刑法学55頁。井田先生は、刑法における暴行は、①有形力の対象が人であると物であると問わない最広義の暴行(内乱罪など)、②有形力が人に向けて加えられれば足り、人の身体に対するものであることを要しない広義の暴行(公務執行妨害罪など)、③人の身体に向けられた有形力の行使を意味する狭義の暴行(暴行罪など)、④被害者の反抗を抑圧する程度、または被害者の反抗を著しく困難にする程度の暴行を意味する最狭義の暴行(強盗罪、強制わいせつ罪、強制性交等罪など)の4種類に分類することが可能であり、強制性交等罪における暴行は④の暴行となっているとしている。

<sup>49</sup> 例えば、広島高等裁判所昭和53年11月20日判決。この事件は、被告人が嘘をついて、知人である被害者を人家のない海岸沿いの広場に連れ出し、恋焦がれている気持ちを伝えたが、被害者が帰らせてほしいと言ったため、この際になんとか性交してしまおうと考へ被害者に覆いかぶさり、被害者が泣き出し「やめてくれ、帰らせてくれ」といったにもかかわらず姦淫行為を行った事件。裁判所は「被告人の姦淫行為は、被害者の任意の応諾に基いてなされた和姦であるとは到底いえず、被害者があくまで抵抗しようとはしなかったもの、もとより進んで身を許す気持にはならず、困惑しながらある程度拒み難い状態下においてなされたものであることは疑いないといえる。」としながらも「押し倒し、衣服を引きはがすような行動に出て、覆いかぶさるような姿勢となる等のある程度の有形力の行使は、合意による性交の場合でも伴うものである」とし、「被害者の抗拒を著しく困難ならしめたうえでなされた」と認めるには足りないものがあるいわざるを得ず、結局その心証を得るまでに至らない。」として被告人を無罪とした。この他、大阪地方裁判所平成20年6月27日判決。この事件は、被告人(24歳)が、前日に知り合った14歳の女子中学生に対して、言葉や身体をもって拒絶しているにもかかわらず自動車内で姦淫行為を行った事件(被害者が、被告人の車に乗ることや被告人と交際することは承諾していた)。裁判所は、被害者が性交に同意していなかったことは認められるが、被告人が、反抗を著しく困難にする程度の暴行を加えたとは認められず、また被告人が、被害者が消極的ながらも性交を受け入れたと誤信した疑いは払拭できないとして、無罪を言い渡した。

<sup>50</sup> 浅田和茂=井田良 編『別冊法学セミナーno.250 新基本法コンメンタール 刑法【第2版】』389頁〔執筆担当:島岡まな〕(日本評論社、2017)。

<sup>51</sup> 木村光江「強姦罪の理解の変化—性的自由に対する罪とすることの問題性—」法曹時報第55巻第9号10-15頁(法曹会、2003)など。

<sup>52</sup> 柳本祐加子「非/女性に対する性暴力—リベラル・フェミニズムの立場から—」女性犯罪研究会 編『性犯罪・被害—性犯罪規定の見直しに向けて』52-53頁(尚学社、2014)。

<sup>53</sup> 島岡まな「ジェンダーと現行刑法典」現代刑事法第5巻第3号No.47、14-15頁(現代法律出版、2003)。

<sup>54</sup> この「2. 暴行・脅迫、心神喪失・抗拒不能の要件に関する議論」における暴行・脅迫要件に対する議論の全体的な流れや参考文献については、嘉門優=樋口亮介「性犯罪をめぐる議論状況」刑事法ジャーナル第69号4-19頁(成文堂、2021)の解説を基に執筆した。



としていないという意見<sup>55</sup>があり、また強度の暴行・脅迫が行われていなくても様々な事情から被害者が抗拒が不能な状態になっていれば強姦罪の認定をしている裁判例も多いという分析<sup>56</sup>もなされている<sup>57</sup>。実際に、半世紀以上前の昭和33（1958）年の最高裁判所の判例においても「その暴行または脅迫の行為は、単にそれのみを取上げて観察すれば右（相手方の抗拒を著しく困難ならしめる程度のもの）の程度には達しないと認められるようなものであつても、その相手方の年齢、性別、素行、経歴等やそれがなされた時間、場所の四囲の環境その他具体的事情の如何と相伴つて、相手方の抗拒を不能にし又はこれを著しく困難ならしめるものであれば足りると解すべきである。<sup>58</sup>」（カッコ内筆者）と示したものが存在し、被害当時の様々な状況を考へて、暴行・脅迫それ自体に被害者の抗拒を著しく困難にする性質がなくても強姦罪が成立する旨を判示している<sup>59</sup>。そして各裁判所は、この昭和33年の最高裁判所の判例を踏まえながら、強姦罪における暴行・脅迫の要件を適切に判断している旨を、国会の法務委員会にて最高裁判所長官の代理者である平木正洋最高裁判所事

務総局刑事局長が説明している<sup>60</sup>。例えば、万引きをした女性に対して、スーパーの代表取締役である加害者が警察に突き出されたくなければ身体を張れと脅し、その2週間後に女性の側から電話をかけ、ごく自然な形で行われた性交について、裁判所は、加害者の脅迫によって、被害者は畏怖困惑した状態にさせられており、精神的に抗拒する気力がないことに乗じて性交を行ったとして強姦罪を認定した裁判例などが存在する<sup>61</sup>。

なお、準強制性交等罪（準強姦罪）については、酒類・薬や精神障害を利用し、被害者が抵抗できない状態を利用して性交を行うイメージがあるが、第178条の適用範囲は広く、例えば加害者が自分は医師であると偽り、病気（梅毒）の治療のためには加害者と性交を行う他はないと言葉巧みに被害者に説明し、心理的に追い込んだ上（暴行・脅迫や薬物の使用はなし）で性交を行った事件<sup>62</sup>や、牧師である加害者が信者の少女らに対して、従わなければ地獄に堕ちて永遠に苦しみ続けると説教し、畏怖させた上で性交を行った事件<sup>63</sup>について、準強姦罪の成立を認めている<sup>64</sup>。この第178条の準強制性交等罪（準

<sup>55</sup> 柑本美和「強姦罪と準強姦罪」女性犯罪研究会 編『性犯罪・被害—性犯罪規定の見直しに向けて』156頁（尚学社、2014）。

<sup>56</sup> 木村光江「性的自由に対する罪の再検討」田口守一＝井上正仁＝井田良＝椎橋隆幸 編『犯罪の多角的検討』75－76頁（有斐閣、2006）。

<sup>57</sup> 辰井聡子「『自由に対する罪』の保護法益—人格に対する罪としての再構成」岩瀬徹＝中森喜彦＝西田典之 編集代表『町野朔先生古稀記念 刑事法・医事法の新たな展開 上巻』418－423頁（信山社、2014）。

<sup>58</sup> 最高裁判所第二小法廷昭和33年6月6日判決。この事件は、被告人ら3人が、被害者の少女に対して、深夜に人気のない公園などの環境において、帰宅を妨げるための逮捕・監禁にも等しい暴行行為をなし、3人の集団的な威力で脅迫的な態度を暗示して、被害者に対し姦淫行為を行った事件。裁判所は、暴行・脅迫それ自体を取り上げて観察すると被害者の抗拒を著しく困難ならしめる程度のものではなかったとしても、その他の具体的な事情を考えると、加害者らの行為によって被害者は恐怖のあまり抗拒不能に陥った状態にあったとし、強姦罪の成立を認めた。

<sup>59</sup> 嘉門優「暴行・脅迫／抗拒不能要件について—性犯罪改正に向けて—共同研究の趣旨」刑法雑誌第61巻第1号106頁（日本刑法学会、2021）。

<sup>60</sup> 第193回国会 法務委員会 第21号〔平成29年6月7日（水曜日）〕「会議録」〔平木最高裁判所長官代理者発言〕。田中嘉寿子「改正刑法の性犯罪の暴行・脅迫要件の認定と被害者の『5F 反応』」甲南法務研究14巻65－66頁（甲南大学法科大学院、2018）。

<sup>61</sup> 高松高等裁判所昭和47年9月29日判決。この事件は、スーパーの代表取締役である被告人が、万引きをした被害者に対し、警察に万引きの事実を告げない代わりに性交をすることを要求し、2週間後に被害者から被告人に電話をかけ、旅館の客室で外観上はごく自然な形で性交が行われた事件。裁判所は、被告人が、警察に事実を告げられるのを恐れている被害者に対して、脅迫を加えて畏怖困惑させ、精神的に抗拒する気を失った状態にした上で性交の承諾を余儀なくさせ、旅館の客室において被害者が精神的に抗拒する気力を失っているのに乗じて性交を行ったとして強姦罪の成立を認めた。

<sup>62</sup> 名古屋地方裁判所昭和55年7月28日判決。この事件は、被告人が被害者に対して、自分は医師で親族から被害者の病気（梅毒）の治療を依頼されてきたと言葉巧みに近づき、被害者を梅毒の治療のためにとホテルに連れ込んだ上で、男性器に薬を塗り女性器に挿入することで治療できると偽りの説明を行い、姦淫行為を行った事件。裁判所は、被告人の虚偽の説明によって不安にかられた被害者は、冷静な判断力を失い極めて不安定な心理状態に陥れられ、姦淫行為を拒否することができない抗拒不能の状態にさせられていたとして準強姦罪の成立を認めた。

<sup>63</sup> 京都地方裁判所平成18年2月21日判決。この事件は、教会の主管牧師であった被告人が、信者である複数の被害者（12歳～16歳）に対して、自分の指示に従わなければ地獄に落ちて永遠に苦しみ続けると説教し、畏怖し抗拒不能であった被害者の少女らを姦淫した事件。裁判所は、神に最も近い存在と信じている被告人からの要求を拒絶することはおよそ不可能で、従順に行動せざるを得ず抗拒できない状態で姦淫されたとして、準強姦罪の成立を認めた。

<sup>64</sup> 強姦罪、準強姦罪を認めた裁判例については、松宮孝明＝金澤真理 編『新・コンメンタール 刑法 第2版』321－325頁（日本評論社、2021）を使用した。

強姦罪)については、意思に反する性行為を処罰する際に、実は177条の強制性交等罪よりも広く一般的に適用できる条文なのではないかという指摘がなされている<sup>65</sup>が、現在まで第177条の強制性交等罪の適用が中心で、第178条の準強制性交等罪(準強姦罪)の適用は少数にとどまっているというのが現状であるとされている<sup>66</sup>。この点、加害者が被害者に対して自分は靈感があり、被害者には病気があるため自分の治療行為を受ければ治るということを誤信させて、治療行為と称した性行為を行った事件について、被害者は抗拒不能に陥っていたとまではいえないとして準強姦罪を否定した裁判例<sup>67</sup>もあるが、この裁判例については、事件の内容としては、準強姦罪を認定した他の事件と大きな違いはないように思われるという指摘がなされている<sup>68</sup>。

以上のように、我が国では強制性交等罪(強姦罪)は、被害者が相当に強く抵抗しなければ成立し

ないという認識が広がっているものの<sup>69</sup>、暴行・脅迫や抗拒不能の要件について分析をした実務家や刑事法学者の論文を見ると、裁判実務では、その成立のための要件は緩和されているという意見が多いように感じられる<sup>70</sup>。

しかしながら、平成31(2019)年3月に続けて4件の性犯罪事件の無罪判決<sup>71</sup>が出され、性暴力に抗議するフラワーデモが同年4月に開催されると全国に広がっていき<sup>72</sup>、法制審議会においても性被害当事者団体から被害者を中心に考えた性犯罪処罰規定の見直しが求められた<sup>73</sup>。また実務家や刑事法学者からも任意性を基準とすべきであり、強制性交等罪から暴行・脅迫の要件を廃止し、同意がないこと(不同意)のみを要件とするべきであるという意見が出てくる<sup>74</sup>。

#### IV. 考察

<sup>65</sup> 法制審議会刑事法(性犯罪関係)部会「第3回会議議事録」6頁〔木村委員発言〕(2021年12月27日)

<https://www.moj.go.jp/content/001364351.pdf> (2023年1月28日閲覧)。

<sup>66</sup> 法制審議会「第3回会議議事録」・前掲注(65)6頁〔木村委員発言〕。

<sup>67</sup> 東京地方裁判所昭和58年3月1日判決。この事件は、被告人が自分は靈感があると被害者に信じさせた上で、被害者の子宮には病気があるため、被告人の治療を受ければ治ると誤信させ、ホテル等にて治療行為を仮装した姦淫行為を行った事件。裁判所は、被告人が被害者に対して不妊や流産、奇形児出産のおそれなどを告げ心理的な影響を与えたことは考えられるが、通常の判断能力を持つ成人女性である被害者を抗拒不能な状態にまで陥れたとは認められず、被害者の自由意思による選択があったとして準強姦罪の成立を否定し、被告人に無罪を言い渡した。

<sup>68</sup> 川端博=西田典之=原田國男=三浦守 編『裁判例コンメンタール刑法〔第2巻〕』307頁〔執筆担当:池本壽美子〕(立花書房、2006)。

<sup>69</sup> 宮田桂子「性犯罪法改正に関する備忘録—改正の議論に参加して」駒澤法曹第16号195頁(駒澤大学法科大学院、2020)。

<sup>70</sup> 半田靖史「性犯罪における暴行脅迫・抗拒不能要件等に関する裁判例の分析」刑事法ジャーナル第69号30頁(成文堂、2021年)。宮田・前掲注(69)195-198頁。辰井・前掲注(57)418-423頁など。

<sup>71</sup> ①福岡地方裁判所久留米支部平成31年3月12日判決。この事件は、被告人が、飲酒し酩酊状態であった、サークルの飲み会で初めて会った被害者(22歳)を姦淫した事件。裁判所は、被害者が抗拒不能の状態にあったことは認められるものの、被告人が被害者の抗拒不能状態を認識していたかは合理的な疑いが残るとして無罪を言い渡した。控訴審である福岡高等裁判所で逆転有罪となり、最高裁判所での上告棄却を経て有罪が確定した。

②静岡地方裁判所浜松支部平成31年3月19日判決。この事件は、メキシコ人の被告人が通行中の被害者(25歳)に声をかけ、近くのウッドデッキに誘導した上で、被害者は気持ち悪いと感じ、顔を背け、拒絶しているにもかかわらず口交を行った事件。裁判所は、被告人の暴行が被害者の反抗を著しく困難にする程度のものであったことは認定したものの、被告人が、被害者の反抗が困難な事情を認識していたかは合理的な疑いが残り故意が認められないとして無罪を言い渡した。控訴等はなく、そのまま無罪が確定した。

③名古屋地方裁判所岡崎支部平成31年3月26日判決。この事件は、被告人が、暴力や性的虐待等により精神的支配下においていた同居の妻の娘(19歳)に対して、会議室やホテルで性交を行った事件。裁判所は、被告人との性交は被害者の意思に反したものであったことは認定したものの、被害者は一定程度自分の意思に基づき日常生活を送っており、事件当時、被害者が抗拒不能の状態にまでなっていたかは合理的な疑いが残るとして無罪を言い渡した。控訴審である名古屋高等裁判所で逆転有罪となり、上告棄却を経て有罪が確定した。

④静岡地方裁判所平成31年3月28日判決。この事件は、被告人が妻の娘(12歳)に対して、13歳未満であることを知りながら自宅で性交を行った事件。裁判所は、唯一の証拠である被害者の証言は不自然・不合理であり信用することができず、他に裏付ける証拠もないため犯罪の証明がないとして無罪を言い渡した。控訴審である東京高等裁判所で逆転有罪となり、上告棄却を経て有罪が確定した。

<sup>72</sup> Flower demo Webサイト<https://www.flowerdemo.org/> (2023年1月28日閲覧)。

<sup>73</sup> 法制審議会刑事法(性犯罪関係)部会「第3回会議議事録」2-4頁〔山本委員発言〕(2021年12月27日)

<https://www.moj.go.jp/content/001364351.pdf> (2023年1月28日閲覧)。

<sup>74</sup> 齋藤実「強制性交等罪における暴行・脅迫要件について—北欧の性犯罪規定との比較検討—」獨協法学第112号383-389頁(144-138頁)、393-394頁(134-133頁)(独協大学法学会、2020)。伊藤・前掲注(48)220頁など。



以上の、性犯罪処罰規定の歴史と、強制性交等罪（強姦罪）における暴行・脅迫、心神喪失・抗拒不能の要件についての研究結果から、性犯罪処罰規定の今後の在り方と、被害者を救済するためには何が必要なのかについて、検討を行っていききたい。

## 1. 性犯罪処罰規定の歴史について

強制性交等（強姦）罪と強制わいせつ罪に関する規定の変遷を見ると、まず明治13（1880）年に制定された旧刑法から、明治40（1907）年に制定された現行刑法へ変わった際は、強姦罪・強制わいせつ罪共に、大きな変更はなく基本的な部分はそのまま継承しているとされている<sup>75</sup>。更に、明治40（1907）年から平成29（2017）年までの100年以上の間も、法定刑の引き上げや集団強姦罪の創設があったものの基本的な条文の形は変わらなかった。平成29（2017）年の改正にてようやく強制性交等（強姦）罪の加害者・被害者がそれぞれ男女両方となり、強制性交等（強姦）罪の処罰対象行為として性器性交の他に肛門性交と口腔性交が加えられるという大きな変更があったものの、暴行・脅迫や心神喪失・抗拒不能を用いて、性交やわいせつな行為をした者には懲役刑を科す、という条文の形はあまり変わらないように感じる<sup>76</sup>。

この強姦罪と強制わいせつ罪については、旧刑法の時代から「個人的法益」に対する罪であるとされていたものの、どのような個人の法益を侵害するかについては必ずしも明らかではなかったとされている<sup>77</sup>。その後、現行刑法に移り、強姦罪・強制わいせつ罪は「社会的法益」に対する罪に位置づけられ

つも、比較的早い段階から個人の「性的自由」に対する罪であるという理解が広い支持を受けていたとされる<sup>78</sup>。しかしながら、少なくとも戦前は、強姦罪・強制わいせつ罪が、個人の「性的自由」に対する罪であることを認めつつも、社会の善良な風俗等を守る為の社会的法益に対する罪であるとも考えられていたことが指摘されている<sup>79</sup>。更に、強姦罪における保護法益<sup>80</sup>は、女性の「貞操」という社会的法益であり<sup>81</sup>、それは当時の家制度を保護するために、女性の貞操が侵害されることを防ぐことを目的とした規定であったともされている<sup>82</sup>。また、強姦罪・強制わいせつ罪は、性道徳を保護するためのものであったという指摘<sup>83</sup>もあり、強制わいせつ罪については、旧刑法時代の処罰目的が、個人的法益の保護というよりも、被害者が性的被害の刺激から身を持ち崩すおそれがあり、性的墮落を防ぐための規定であったとされている<sup>84</sup>。

そうした点から見ると、明治時代に制定された性犯罪処罰規定は、現在考えられているような被害者の「性的自由」の保護を中心に考えたものであったとは少し考えにくい。

更に、旧刑法、現行刑法が制定された明治時代は、女性に選挙権・被選挙権がなく、男性によって選ばれた男性のみで構成された国会議員の議論によって制定されたという指摘<sup>85</sup>は、この議論を考える上で重要であると考えられる。

「Ⅲ. 結果」の性犯罪処罰規定の歴史から考察すると、こうした時代に制定された法律の条文の形が、現在まで大きく変わらずに引き継がれてきたことになる。現代は、特に男女の考え方や性交につ

<sup>75</sup> 成瀬幸典「Ⅱ『性的自由に対する罪』に関する基礎的考察」辻村みよ子 監修『セクシュアリティと法』252-253頁、257-258頁（東北大学出版会、2006）。

<sup>76</sup> なお、旧刑法の強姦罪には暴行・脅迫の要件が明記されていないが、強姦の成立には暴行・脅迫が必要であるとされるのが当時の多数説で、旧刑法の草案作成者であるボアソナードもそのように考えていたとされている。成瀬・前掲注（75）253-254頁。牧野・前掲注（3）24-25頁。

<sup>77</sup> 成瀬・前掲注（75）256頁。

<sup>78</sup> 成瀬・前掲注（75）259頁。木村「性的自由に対する罪の再検討」・前掲注（56）68-69頁。

<sup>79</sup> 成瀬・前掲注（75）259-261頁。

<sup>80</sup> 保護法益＝法によって保護しようとする社会生活上の利益。

<sup>81</sup> 島岡まな「性犯罪の保護法益及び刑法改正骨子への批判的考察」慶應法学第37号21頁（慶應義塾大学法務研究科、2017年）。石居圭「性犯罪の保護法益」法学研究論集第53巻129頁（明治大学大学院、2020）。この中で、「性的自由」も内実は、女性の貞操という社会的法益であったという指摘がなされている。

<sup>82</sup> 岩井直子「序—性犯罪規定の見直しに向けて—」女性犯罪研究会 編『性犯罪・被害—性犯罪規定の見直しに向けて』5頁（尚学社、2014）。谷脇真渡「強制性交等罪についての若干の検討」桐蔭法学25巻2号106-108頁（桐蔭法学会、2019）など。

<sup>83</sup> 岩井・前掲注（82）5頁。

<sup>84</sup> 牧野・前掲注（3）：26-27頁。

<sup>85</sup> 後藤弘子「最高裁判所の無罪判例の分析と問題提起—なぜ性犯罪無罪判決を歓迎できないのか」大阪弁護士会人権擁護委員会性暴力被害検討プロジェクトチーム 編『性暴力と刑事司法』105頁（信山社、2014）。

て、明治時代とは社会・個人共に考え方や価値観がかなり変化したであろうと考えられる。法律の条文を改正することによって全て解決する簡単な問題ではないにしても、少なくとも100年以上前に、今とは違う価値観や考え方で片方の性別のみによって制定された性犯罪処罰規定の形がほとんど変わらずに現在でも残っているのであれば、一度大きな改革を行う必要があるかもしれない。これまでは法解釈による対応で乗り切っていたとしても、法律の条文は、法治国家である我が国において絶対的な存在である。もう一度、条文の根幹から検討し直すことには、大きな意味がある。

現在、議論されている刑法の性犯罪処罰規定の大幅な改正は、性犯罪処罰規定の歴史から見た際には、それは必然なものであるとも考えられる。

## 2. 暴行・脅迫、心神喪失・抗拒不能の要件について

強制性交等罪（強姦罪）が成立するための、暴行・脅迫、心神喪失・抗拒不能の要件については、「Ⅲ. 結果」のとおり、実際の裁判実務では、広く認定されているものと思われる。

強制性交等罪から、暴行・脅迫、心神喪失・抗拒不能の要件を完全に撤廃・削除し、被害者が不同意であったことのみを要件とすべきであるという議論については、様々な意見の専門家が集まった法務省の検討会においても「性犯罪処罰規定の本質が被害者が同意していないにもかかわらず性的行為を行うことにあるとの結論に異論はなかった。<sup>86)</sup>」と取りまとめ報告書で述べられており、暴行や脅迫、心神喪失や抗拒不能がなかったとしても相手の意思に反する性行為が性犯罪となることに筆者も反対意見はないが、被害者が不同意であったという要件のみで強制性交等罪を成立させることは難しいと考える。

こうした性犯罪被害に関する研究を行う際、どう

しても一方の側から全てを見てしまいがちであるが、無実の人間に対して犯罪者としてのレッテルを貼り刑罰を科す冤罪は、刑事司法制度の中で最もあってはならないことである。それは「10人の真犯人を逃すとも、1人の無辜（むこ）を罰するなかれ」という法格言にも表れている<sup>87)</sup>。実務家からも、性行為をする時点では真の同意があったにもかかわらず、その後に関係性が悪くなったため、性交時に同意はなかったと訴え出る例が実際に在り<sup>88)</sup>、また14歳の少女が同居の親族から強姦されたことを訴え、裁判で有罪となった後に、被害者本人から虚偽であったことが伝えられる事件が存在するなど<sup>89)</sup>、性犯罪でも冤罪の事件が在るため、不同意であったということのみで強制性交等罪が成立すると、証拠に拠る反論が困難など、冤罪の抑止が難しくなり、冤罪を生む危険性が高くなるという意見が述べられている<sup>90)</sup>。

更に、暴行・脅迫や心神喪失・抗拒不能といった要件がなくなり、不同意であったことのみが要件となると、刑事裁判では、検察官が「同意がなかったこと」について、合理的な疑いを超える程度（常識的に考えて疑う余地がない程度、間違いなく行っていると言える程度）に証明をしなければならず、被害者の主観を刑事裁判で証明することは難しいため、かえって実際には犯罪が行われていたにもかかわらず有罪とすることが難しくなるのではないかという問題点も指摘されている<sup>91)</sup>。

加えて、強制性交等罪の成立するための要件が「不同意であった場合」とすると、どういった場合に処罰されるのか、一般の人々に分かりにくい条文とならないかという問題がある。法制審議会等の議論でも指摘がなされているが、被害者の内心のみを要件とすると、承諾する気持ちと拒否する気持ちが同時に存在するなど、人間の心理状態や意思決定の過程は一樣ではないため、どのような場合に強制性

<sup>86)</sup> 性犯罪に関する刑事法検討会『「性犯罪に関する刑事法検討会」取りまとめ報告書』4頁（令和3年5月）  
<https://www.moj.go.jp/content/001348762.pdf>（2023年3月10日閲覧）。

<sup>87)</sup> 日本弁護士連合会Webサイト<https://www.nichibenren.or.jp/activity/criminal/deathpenalty/q12.html>（2023年3月10日閲覧）  
吉原達也＝西山敏夫＝松嶋隆弘 編『リーガル・マキシム 現代に生きる法の名言・格言』281－282頁（三修社、2013）など。

<sup>88)</sup> 中村勉「同意なき性行為が犯罪化か、性犯罪刑法改正を弁護士が解説」弁護士法人中村国際刑事法律事務所Webサイト<https://bit.ly/3GvVRiT>（2023年3月10日閲覧）。

<sup>89)</sup> 性犯罪に関する刑事法検討会「性犯罪に関する刑事法検討会（第3回）議事録」24－25頁〔後藤氏発言〕（令和2年7月9日）。  
<https://www.moj.go.jp/content/001325865.pdf>（2023年3月10日閲覧）。

<sup>90)</sup> 性犯罪に関する刑事法検討会「（第3回）議事録」・前掲注（89）25－26頁〔後藤氏発言〕。中村・前掲注（88）など。

<sup>91)</sup> 性犯罪の罰則に関する検討会「第6回会議 議事録」6頁〔小木曾委員発言〕〔工藤委員発言〕（平成27年2月12日）  
<https://www.moj.go.jp/content/001138926.pdf>（2023年3月10日閲覧）。中村・前掲注（88）。

交等罪が成立し処罰されるのかが不明確になり、法の内容が明確に認識でき、何をして良いのか何をしてはいけないのかが予測できる「法的安定性<sup>92</sup>」を害するものになってしまう虞がある<sup>93</sup>。刑法には秩序を維持する機能と並び、国民の自由を保障するという大変重要な機能が在る<sup>94</sup>。この自由保障機能は、どのような行為が犯罪となるかを明確に刑法典に定めることによって、それ以外の行為に対しては国家刑罰権を発動しないと保障することにより、国民の自由な生活や活動を守るものである<sup>95</sup>。性行為は、表立っては行われぬものの、多くの人々の身近に在るもので、この自由を不当に制限することは、法の基本的な考え方からも避けるべきであると考えられる。

こうした点から、強制性交等罪の成立要件を被害者が同意していなかったことのみとするのは難しいと考えられる。しかし、現在までの暴行・脅迫や心身喪失・抗拒不能を要件とする性犯罪処罰規定の条文では、「Ⅲ. 結果」の裁判例で見たように、明らかに被害者の意思に反した性行為であるにもかかわらず無罪となった裁判例も確実に存在する。

この点については、裁判所も性犯罪被害者の心身の状態などを考え、被害者が驚愕に陥ったり、凍り付いた状態になるということを考慮して判断しているとされる<sup>96</sup>一方で、現状では、そうした被害者の心情等に関する知見が個別の事件で用いられる経験則として、必ずしも全ての裁判官に共有されているわけではないという指摘がなされている<sup>97</sup>。また刑事法の研究者からも、立法による事態の改善が合理的であるという意見が出されている<sup>98</sup>。

以上から考察すると、不同意であったことのみをもって強制性交等罪を成立させる条文の形とすることは難しいと考えられるが、被害者が性行為に同意をしていないと言えるような状況を条文の中で明確にし、判断基準とすることが必要であると考えられる。そうしたことから、今回、法制審議会から出さ

れた要綱(骨子)案は、内心(不同意であったこと)のみを成立要件とせずに、被害者が性行為に不同意である客観的な状況を条文の中で明確に規定しているため、法の明確性を守りつつ、これまでは処罰ができなかった加害者に対して適切な処罰を可能にするものであると考えられる。

なお、「不同意性交等罪」という名称は、不同意であることのみを要件とはしていないものの、相手の同意がない性行為は性犯罪になるという性犯罪処罰規定の本質を、メッセージとして多くの国民に発信する大変良い名称であると感じられる。

### 3. 被害者救済のために何が必要なのか

本稿では、性犯罪処罰規定の歴史や改正のための議論について調査・研究を行うことが中心となったが、研究を進めるために様々な情報を当たったところ、性犯罪の加害者を確実に処罰し被害者を救うためには、被害者と最初に接するであろう人達に対する性犯罪への理解を深めることや大学における潜在的被害者への教育が重要ではないかと考えた<sup>99</sup>。

#### (1) 被害者に接する人達の性犯罪に対する正しい理解の重要性

被害者が同意していなかった性行為について、裁判所が強制性交等罪を広く認定していたとしても、刑事裁判は刑事司法手続の中ではかなり後半である。それまでには、被害者が被害を訴え出て、警察に受理され、警察から検察に送られた後に検察官が起訴を行うことでようやく刑事裁判が始まる。この刑事裁判までの間に、実際はかなり多くの被害者が刑事司法手続に乗せられない状態になっているのではないかとと思われる。例えば、「性犯罪に関する施策検討に向けた実態調査ワーキンググループ」の会議の中で、性暴力・性犯罪の被害者支援を行っているワンストップ支援センターの理事長から、被害者が警察署に被害を訴え出たところ「暴行・脅迫の構

<sup>92</sup> 田中成明『現代法理学』317頁(有斐閣、2011)。

<sup>93</sup> 法制審議会刑事法(性犯罪関係)部会「第10回会議 議事録」8頁〔浅沼幹事発言〕(2022年10月24日) <https://www.moj.go.jp/content/001385529.pdf> (2023年3月10日閲覧)。性犯罪に関する刑事法検討会「(第3回) 議事録」・前掲注(89)26頁〔後藤氏発言〕。

<sup>94</sup> 大塚仁=河上和雄=中山善房=古田佑紀 編『大コンメンタール刑法 第三版第1巻〔序論・第1条~第34条の2〕』7-9頁〔執筆担当:大塚仁〕(青林書院、2015)。

<sup>95</sup> 大塚他編・前掲注(94)9頁。

<sup>96</sup> 性犯罪の罰則に関する検討会「第6回会議 議事録」・前掲注(91)6頁〔田邊委員発言〕。

<sup>97</sup> 半田・前掲注(70)30頁など。

<sup>98</sup> 井田良「性犯罪処罰規定における暴行・脅迫要件をめぐって」法曹時報第72巻第2号276-281(24-29)頁(法曹会、2020)。

<sup>99</sup> この考察を行うにあたっては、和田俊憲「第3講 刑法は個人の尊厳を守れるか—性刑法の改正議論を題材に」東京大学法学部「現代と法」委員会 編『まだ、法を知らない君へ—未来をひらく13講』(有斐閣、2022)を参考にした。



成要件に当てはまらない」という理由から事件化できないと言われる事例が多くあるという旨の説明がなされている<sup>100</sup>。また、性犯罪被害者の支援を行っている弁護士から、状況・人間関係も影響し恐怖や混乱から抵抗できずに意思に反する性交をさせたような事例では、被害を訴え出て、事情聴取で説明を重ねたものの、現行の規定に該当しないと不起訴とされてしまったものが複数ある旨の説明がなされている<sup>101</sup>。警察・検察段階で刑事司法手続から外れた事件の詳細は、被害者のプライバシーもあり一般には公開されていないため、こうした事例のうち現行刑法で刑を科すことが可能な事例がどのくらい存在するのかは不明であるが、裁判官の間でさえ全ては共有されていない裁判における強制性交等罪の広い認定基準が、全ての刑事司法関係者に共有されているとは考えにくい。

更に重大な問題として挙げられるのが、被害者が親族や学校の先生など身近な人に性犯罪被害を相談をした場合に、性犯罪に対する理解不足から刑事司法機関への訴え出ることを止められるケースである<sup>102</sup>。身近な人達が被害者から相談を受けた際に、力づくで無理やり行われた性行為でなければ犯罪とならないと伝えたり、現在、警察・検察・裁判所の各段階では、性犯罪被害者に配慮した取り組みが多数行われている<sup>103</sup>が、過去の情報に基づいて、被害を訴え出た場合の大きな負担を伝えることによって、被害者が訴え出ることを断念することは十分に考えられる。

現在、予防医学の考え方を応用した「3段階予防<sup>104</sup>」による犯罪対策が、警視庁の有識者研究会<sup>105</sup>で

使用されるなど注目されているが、この被害者が身近な人や刑事司法機関に相談する段階は、犯罪加害・犯罪被害の早期把握・早期対応である2次的予防段階に当てはまり、被害を更に深刻化させないためにもかなり重要であると考えられる<sup>106</sup>。特に被害者の身近な人達は、被害者の行動にかなり強い影響を与えられるので、性犯罪被害に関しての正しい情報を知っておくことが求められる。

このように、強制性交等罪（強姦罪）が実際の刑事裁判では広く認定されていたとしても、そのことが被害者と身近に接する人達に共有されていなければ、刑事裁判の前の段階で先に進まず、勇気を出して被害を訴え出た被害者は苦しむことになり、更に加害者は処罰されず第二の被害者第三の被害者が出るリスクが残る。これは刑法の性犯罪処罰規定が、被害者が性行為に同意をしていない状況を明確にした条文に改正されたとしても、同じことは起こり得ると考えられる。よって、刑事司法関係者や被害者の身近にいる人達が性犯罪に対する正しい理解をすることは、刑法の改正に関係なく必要であると考えられる。

しかし、性犯罪に対する理解を深めてもらう必要があると言うことは簡単であるが、実際に行うことは容易ではない。我が国の刑事司法機関は、常に多くの事件を抱えており多忙のため、全員に十分な研修の時間を設けることは難しいと思われる。また現代は、様々な情報を受け取るツールが存在し情報が溢れているため、公的機関や性被害当事者団体が本当に知って欲しい情報を発信したとしても、他の多くの情報に埋もれてしまう可能性が高い。

<sup>100</sup> 性犯罪に関する施策検討に向けた実態調査ワーキンググループ「第3回 議事録」4頁、10頁〔共に平川理事長発言〕（平成30年9月12日） <https://www.moj.go.jp/content/001272871.pdf>（2023年3月11日閲覧）。

<sup>101</sup> 法制審議会「第1回会議 議事録」・前掲注（31）12頁〔長谷川幹事発言〕。

<sup>102</sup> 例えば、辻龍雄「性暴力被害者の支援における課題（第1報）～法的制裁の課題～」日本セーフティプロモーション学会誌第5巻1号22-24頁（日本セーフティプロモーション学会、2012）の事例など。

<sup>103</sup> 例えば、刑事裁判では、被害者の氏名や住所を明らかにしない、傍聴人等から見られないようにテレビ電話で繋いだ法廷外の別室から証言することができる、など2000年以降は犯罪被害者に配慮した取り組みが数多く行われている。最高裁判所Webサイト「刑事手続における犯罪被害者のための制度」<https://www.courts.go.jp/about/hogosisaku/seido/Index.html>（2023年3月12日閲覧）など。

<sup>104</sup> Paul J. Brantingham and Frederic L. Faust "A Conceptual Model of Crime Prevention" *Crime & Delinquency*, Vol.22, No.3, July 1976, 284-296.

<sup>105</sup> 警視庁子ども・女性の安全対策に関する有識者研究会「警視庁子ども・女性の安全対策に関する有識者研究会提言書」（警視庁、2017）。

<sup>106</sup> この3段階予防は、ブランティンハムとファーストによって提唱されたもので、①事前予防である1次的予防段階②早期把握・早期対応である2次的予防段階③再犯予防である3次的予防段階の3段階で犯罪に対応すべきとした理論。この3段階予防については、守山正「犯罪予防論の現代的意義」刑法雑誌第54巻第3号413-414頁（日本刑法学会、2015）、スティーブンP.ラブ著 渡辺昭一＝島田貴仁＝齊藤知範＝菊池城治 共訳『犯罪予防—方法、実践、評価—』19-21頁（社会安全研究財団、2006）、守山正＝安部哲夫 編『ビギナーズ刑事政策〔第3版〕』62-64頁（成文堂、2017）を参考にした。



そこで、今回の刑法の改正という重大な出来事は、そうした面でも大きな意味を持つと考えられる。法の中でも憲法に次いで重要な法である法律（刑法）の改正は、大変な出来事であり、この議論は至る所で注目を集めるものと考えられる。改正後には、改正に伴う新法の内容の周知徹底や研修が刑事司法機関では行われると考えられ、また、テレビや新聞の他、SNS等でも今回の改正に関する議論が多く見られることから、国民の様々な層の関心事になっている。この法律（刑法）の改正という大きな出来事によって、性犯罪に関する議論が活性化し、あらゆる層の性犯罪への理解が深まることが期待される。

## （2）大学における教育の重要性

こうした性犯罪の議論の活性化と共に、性犯罪対策には教育が重要であると考えられる。その中でも注目したいのは、大学生に対する加害者化・被害者化防止のための教育である。大学生は、中学生・高校生の時よりも親や教師による監視の目は薄くなり、行動の範囲や時間帯がかなり広がるが、社会についての理解はまだ十分ではない。よって、大学生は性犯罪被害に遭いやすいはずであるが、当事者意識はあまり高くはなく、大学という組織の性質上、学生一人一人に対し常に細かい指導をする大学は多くないように思われる。現在は、性犯罪予防のための講演会等を実施する大学<sup>107</sup>や大学生による性犯罪予防のための団体<sup>108</sup>なども在るが、まだ少数である。性犯罪に対する取り組みがまだ十分に行われていないという点から見ても、大学は、これから性犯罪の予防にかなり貢献が出来る組織なのではないかと考えている。大学生が被害に遭いやすい実際の事例を話し、被害者の受けた傷をリアルに伝えることで加害者・被害者とならないようにするといった直ぐに効果があるものの他、例えば、警察官や行政官への就職が多い法学部において筆者が本稿の内容

について講義を行えば、それを聞いた学生たちは、性犯罪への正確な理解が十分に出来ている状態で職務に就き、被害者を救うことができるであろう。また性犯罪の被害者が、大学でジェンダーを研究し性暴力について正しく学んでいたため、性犯罪被害という苦しみの中でもワンストップ支援センターに連絡し、事情聴取や刑事裁判を乗り切ることができたという事例も存在する<sup>109</sup>。こうした点からも、大学において授業その他の機会に性犯罪の理解を促進させることは、性犯罪の予防に大きな意味をもつものであると考えられる<sup>110</sup>。こうした細かな積み重ねによる大学の犯罪予防への貢献の可能性はかなり大きいと考えている。

## V. 結語

近代刑法における性犯罪処罰規定の歴史から見ても、性犯罪処罰規定の形の再検討は必要であると考えられ、法制審議会から出された「要綱（骨子）案」は、刑法の大原則である明確性を守りつつ、加害者に対して適切な処罰を可能にするものであると考えられる。しかし、今回の改正の議論で最も重要な点は、変更される刑法の条文そのものよりも、法律を運用する刑事司法機関の性犯罪に対する深い理解と、国民のあらゆる層での性犯罪に対する議論の活性化、そしてそれに伴う国民全体の性犯罪に対する深い理解の浸透であると感じる。

そしてこの点も大変重要と感じるのが、これ以上の性犯罪処罰規定の処罰範囲の拡大や厳罰化は今回の議論を見ていても難しいと考えられるため、刑法の改正による性犯罪に対する意識改革が行えるのも今回が最後のチャンスであるということである。そうした意識をもって学校や保護者、そして社会が、性犯罪という身近であるにも関わらず遠いところに在った犯罪に対し、深い理解が進むまで高い関心を持って議論することが必要である。

<sup>107</sup> 例えば、桜美林大学Webサイト「身近な危険から身を守るために～警視庁による性被害・性暴力に対する防犯講座を開催～（2022年5月27日）」[https://www.obirin.ac.jp/info/year\\_2022/r11i8i0000099f90.html](https://www.obirin.ac.jp/info/year_2022/r11i8i0000099f90.html)（2023年3月12日閲覧）など。

<sup>108</sup> Safe Campus Webサイト <https://safecampuskeio.mystrikingly.com/>（2023年3月12日閲覧）。

<sup>109</sup> NHK Webサイト「性暴力を考える “性暴力” 裁判 被害女性が語った15分のことば」<https://www.nhk.or.jp/gendai/comment/0026/topic054.html>（2023年3月12日閲覧）。

<sup>110</sup> NHK・前掲注（109）において被害者は「大学では、性の問題についてタブー視せず、真面目に議論をするような環境に身を置いていました。正しい性的な知識は恥ずかしいことでも、面白おかしく思うようなことでもありません。防災のように、自分と周囲の人を守ることに繋がるし、正しい性教育を受ければ他者を傷つけたり、自分が性暴力の加害者になることも防いでくれます。性教育は、人権教育だと考えています。そしてこの価値観は、私の大切な友人やパートナーとも共有していました。だから私は被害に遭った時も、取るべき行動がすぐに分かりましたし、非常に早く適切な支援に繋がることのできたのです。知識と環境が私を守ってくれたのです。」と述べている。

加えて「I. 緒言」でも述べたとおり、我が国の刑事法の分野において性犯罪の議論が十分でないことは多く指摘されている<sup>111</sup>。今後は性犯罪被害の実態を把握するための科学的な知見を、より積極的に刑事法の分野は取り入れていくことが重要と変わってくるであろう<sup>112</sup>。今回の論文では、性犯罪処罰規定の歴史とその議論の流れを追うことが中心となり、改正案のうち法制審議会で議論された論点の1つを考察するに留まったが、それでも内容はそれなりの分量があり、性犯罪における議論が大変な厚みであることを感じた。そして本稿を執筆するにあたり、自らの性犯罪に対する調査・研究は、全く足りていないことを実感した。こうした点も今回の研究における自身の重要な気付きであることを重く受け止め、刑事法における性犯罪の議論が活性化するように今後も性犯罪の研究を積極的に行うと共に、その研究成果を社会や大学生に発信することで、少しでも被害者の救済や社会貢献に繋がるようにしていきたい。

## 追記

令和5（2023）年3月14日に内閣は、「不同意わいせつ罪」「不同意性交等罪」として、若干の文言の変更はあったものの法制審議会が出した刑法改正の「要綱（骨子）案」の内容の刑法改正案で閣議決定を行い、同日、国会に「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案」を提出した。4月18日現在、改正のための法律案は衆議院で審議中である（内閣法制局Webサイト、衆議院Webサイト、参議院Webサイトなどより）。

<sup>111</sup> 和田俊憲「鉄道における強姦罪と公然性」慶應法学第31号294頁（慶應義塾大学法務研究科、2015年）においても「強姦罪は、テーマの重要性に比して刑法学界における議論のあつみが不足しており、そのことがまた、議論の深化を滞らせる原因にもなっていると思われる。」と指摘がなされている。

<sup>112</sup> 上野・前掲注（3）42-43頁。後藤弘子「『あるべき規範』とサイエンス—少年法改正と刑法性犯罪規定改正をめぐって—」司法精神医学第17巻第1号15-23頁（日本司法精神医学会、2022）。

Process and Argument for Reform the Sexual offenses provisions of the Criminal law  
—With focus on Violence and Threats as a Requirement for Sexual offense—

Nishiyama Tomoyuki

Nihon University, College of Law

Currently, there is underway to discussing reform the sexual offenses provisions of the current Criminal law. So, I conducted the following research for in order to confirm the process that leading up to such reform the Criminal law and to consider how we should see about the reform of the sexual offense provisions of the criminal law in Japan in the future. (1) I investigated the historical transition of sexual offenses provisions in Japan. (2) I investigated the state of discussion and practical operation of violence and threats as a requirement for sexual offenses which is is thought that as one of the most important issues at the Legislative council of the Ministry of Justice. And, based on the results, we examined the "report" presented by the Legislative council of the Ministry of Justice. As a result of research, it was found that it is necessary to change the form of the sexual offenses provisions of the criminal law that have been continued since the Meiji era, and that requirement for sexual offense presented in the report are enabling appropriate punishment. Above all, it was found that, in order to help victims for sexual offence, it is necessary for correct understanding of the reality of the situation of sexual offenses and the sexual offenses provisions of the criminal law by the criminal justice agency officers, school officials, and family who may have contact with the victims for sexual offence. In order to deal with such problems, the report presented by the Legislative council of the Ministry of Justice is considered to be effective.

Keywords: Sexual Crime, the Sexual Offenses Provisions of the Criminal law, Reform the Criminal law, Help Victims for Sexual Offence

## 計量テキスト分析を用いた法看護教育の課題

山田典子<sup>1)</sup>、兵頭秀樹<sup>2)</sup>、的場光太郎<sup>3)</sup>、柳井圭子<sup>4)</sup>、  
片岡笑美子<sup>5)</sup>、竹内明子<sup>3)</sup>、神繁樹<sup>3)</sup>、田仲里江<sup>6)</sup>、  
網野真由美<sup>7)</sup>、長谷川あつ子<sup>8)</sup>、齋藤和樹<sup>9)</sup>

1) 日本赤十字秋田看護大学 (現・横浜市立大学)

2) 福井大学

3) 北海道大学

4) 日本赤十字九州国際看護大学

5) 一般社団法人日本フォレンジックヒューマンケアセンター

6) 札幌市立大学

7) 名寄市立大学

8) 日本赤十字秋田看護大学看護学部補助教員

9) 日本赤十字秋田看護大学

目的：日本の法看護教育は最近提供されはじめ、その内容はこれまで評価されていない。そこで、改善点を明らかにするため客観的評価を試みた。

方法：調査期間は2020年9月から2022年3月まで学習者のレポートを計量テキスト分析し、作成した共起ネットワーク図から学習内容の特性を可視化した。倫理的配慮としては、成績が確定後の個人情報と分離したデータを使用し、個人が特定されないよう配慮した。

結果：98名の受講者のうち、51名のレポートを分析対象とした。

目標文の数は1282、抽出語の総数は13055であった。共起ネットワークを用い10の概念が抽出された。法看護の役割や機能として「傷ついた人々の健康問題を扱う」こと、「身体的ケアと精神的ケア」を統合し「患者の話を傾聴する」といった「専門的な看護師の役割」、「養護教諭の役割」が述べられ、「子どもの被害に対応」したり「性的被害者を取り扱う」なかで、「社会資源等の情報提供」や「刑事事件を取り扱う」こと「安全で安心な環境をつくること」が抽出された。

考察：法看護を受講した学生から得られた知識概念として、「被害者のために必要とされる支援を理解すること」、「必要な評価技術をマスターすること」、「法医学知見の重要性」、「合法的な知識の理解」、「虐待において介護者に影響している要因」と「患者の意思・患者の人権尊重」の6つの実用的な概念が抽出された。学習者の学びから法看護として必要な知識は得ており、次の改善課題は実践力であることが示された。

キーワード：フォレンジック看護、教育、評価、法看護の概念

### I. 緒言

法看護とは、暴力と虐待の被害者と加害者への特別なケアを指し、海外では、1992年に国際フォレンジック看護協会 (International Association of Forensic Nurses, 以下、「IAFN」と略) が設立され、暴力の根絶、実態の把握と予防、多様な被害者支援、専門職者の教育等の実践活動支援が行われている。一例をあげると、1970年代に暴力被害の問題が深刻化した米国において、暴力被害に遭った女性を守る法律が整備されていなかったため、動物愛護団

体が被害女性に対し、人間も動物に属するとして、援助実績を公表し社会の注目を集めた。その後、支援技術と経験を蓄積し、1992年にIAFNが組織化された。性暴力被害者への支援活動として、被害者の面談からアセスメント、証拠採取、適切なケアを行い多職種と連携する「性暴力被害者支援看護師 (Sexual Assault Nurse Examiner, 以下、「SANE」と略)」の活動は、米国を中心に発展してきた。現在のIAFNは、フォレンジック看護学を軸とし、親密なパートナーからの暴力 (DV、IPV)、高齢者虐待、児童虐待、性暴力、人身取引、検死・死体解剖、



刑務所（受刑者・矯正教育）における看護、救命救急、メンタルヘルス、災害、公衆衛生等の問題に取り組む、高い社会的評価を得ている<sup>1)</sup>。

わが国では、2000年からNPO法人にてSANEの養成が始まり、その後、長江美代子氏や片岡笑美子氏らにより日本福祉大学でSANE-Jの養成が行われている。大学教育では日本赤十字秋田看護大学において「フォレンジック看護論」が養護教諭1種養成のため、正規の教育課程に2018年度に位置付けられた。同時期に大学院看護学専攻の選択科目として「フォレンジック看護特論」が置かれ、大学院は2018年度から、学部教育では2019年度より教授されている。また法医看護の講義が、2018年より北海道大学医学部大学院「法医学」の講義で本邦では最も早く医学者へ提供されている。近年では、金沢医科大学や滋賀医科大学で、学部連携教育科目として「法医看護」が開講されている。このように日本の法看護教育は最近提供されはじめ、その内容はこれまで評価されていなかった。そこで、法看護教育の改善点を明らかにするため客観的評価を試みた。

## 用語の定義

法看護：法医看護は主に法医学者が教育に関わり、フォレンジック看護は看護学部看護学科で看護学教員により教授されている。近年、法医看護は学部教育や大学院教育で用いられている。そこで本稿においては「法医看護」と「フォレンジック看護」を総称し、「法看護」と定義する。

## II. 方法

### 1. 研究対象

研究対象者は医学系および看護学系大学の学生98名。

「フォレンジック看護論」（学部）および「法医看護」（大学院）の受講者より2020年9月から2022年3月にデータを収集した。

### 2. 研究方法

法医看護およびフォレンジック看護の受講者へ、「次年度に向けて授業改善をしたいので、講義の感想や学びを教えてください。意見も書いていただくと助かります。書いたものは、筆者の研究室の前の箱に～〇日までに投函してください」と、成績確定後の年度末にA4用紙1枚程度の感想や意見を提

出してもらった。

記述をテキスト形式にデータ化し、「KHCoder」の計量テキスト分析を用い解析した。分析方法はMayring（2004）が提唱した質的内容分析で、これは会話全体の内容の類似する発言を削除し、内容をより高次元の抽象レベルにまとめる特徴がある。テキストからコードを作成する。類似性からコード間のつながりを検討し、同じ意味の言い換えの削除を繰り返し、カテゴリとして取りまとめを行った。このアプローチに従い、テキスト・データの比較の分析を通してサブカテゴリとカテゴリを抽出した。

計量テキスト分析は、非構造的、半構造的な質的データを統計的に処理し、データ内に潜んでいる回答者の本音や思いなどの情報を抽出することができる。たとえば、「性／暴力／被害／が／疑われる／児童／に／対して／養護／教諭／が／保健室／で／対応／する」という文章は、「性暴力被害が疑われる児童に対して、養護教諭が保健室で対応する」のように、文法的な意味づけが可能な最小単位に分解し（形態素解析）、共通語句の抽出および出現頻度を確認することができる。また、「看護診断」「看護観察」等の専門用語は、「看護／診断」「看護／観察」と分解せず、連続四文字熟語として強制抽出されるよう適宜設定した。

語を抽出したのち、4回以上抽出された頻出語にて共起ネットワーク図を作成した（図1）。共起ネットワーク図とは、文章中に出現する語と語がともに出現する（共起する）関係性を図にしたもので、文章の特徴が視覚的に捉えやすくなる。出現頻度の多い語ほど大きな円で示され、語と語の関連は円と円を結ぶ線「実線や破線」で示され、線が太いほど関係が強いことを示している。共起関係が上位80までの共起を選択し、サブグラフを検出し、共起語の前後の文脈を読み込み、法看護教育の概念と法看護の内容について抽出した。

### 3. 倫理的配慮

本研究の目的と趣旨、結果を公表する際、個人を特定されることはなく、研究に協力しなくても成績に影響しないことを併せて説明した。この調査はヘルシンキ宣言に基づき、本研究の目的と趣旨、結果を公表する際にも、個人が特定されることはないことを説明し、成績評価の対象外であることを約束した。

本研究は北海道大学の研究倫理審査の許可を得て

実施した（承認番号：医16-015）。

### Ⅲ. 結果

98名の受講者のうち、51名（男性10名、女性41名、年齢は21～25歳）の参加が得られた。前処理を実行し分析に先駆けてKH Coderに同梱された茶筌（Chasen）に登録されていない抽出語を辞書化した。

分析に有益と考えられる品詞を選定し、普遍的な

語を中心に使用しない語に選定をした結果、目標文の数は1282であった。また、抽出語の総数は13055であった。なお、Chasenを利用して複数後の検出を行ったうえで抽出された複合語のうち、「性暴力」「看護特論」「SANE」「PTSD」の4語を分析に使用する語の取舍選択において強制抽出する語に指定した。その後、関連が強い語の共起ネットワークを作成し、16の概念が抽出された。

表1 フォレンジック看護の学び「抽出語」上位150語

抽出語	出現回数	抽出語	出現回数	抽出語	出現回数
虐待	342	医療	41	二次被害	25
必要	282	加害者	40	把握	25
被害者	233	要因	40	アセスメント	24
支援	196	可能	39	事件	24
傷つく	116	心	39	治療	24
被害	116	児童	38	職員	24
患者	114	尊重	38	早期発見	24
傷	113	話	37	内容	24
対応	111	見る	36	方法	24
暴力	102	授業	36	医療機関	23
身体	98	養護教諭	36	気持ち	23
子ども	95	求める	35	障害	23
看護	92	警察	35	相手	23
フォレンジック看護	90	持つ	35	不安	23
精神	87	大きい	35	抱える	23
看護師	83	伝える	35	法律	23
相談	80	専門	34	様子	23
人	79	聞く	34	機関	22
健康	78	家族	33	起きる	22
重要	78	行動	33	苦痛	22
自分	77	場所	33	継続	22
知識	73	発見	33	考え	22
社会	71	高齢者	32	思い	22
心理	71	正しい	32	人権	22
多い	70	関わり	31	存在	22
大切	70	教育	31	難しい	22
理解	70	自身	31	認知	22
性暴力	67	守る	31	保護	22
対象	67	起こる	30	コミュニケーション	21
解決	65	犯罪	30	介護者	21
ケア	64	法医学	30	外傷	21
記録	64	役割	30	言葉	21
関係	62	判断	29	講義	21
環境	58	安心	28	合わせる	21
DV	55	検査	28	施設	21
人々	53	高齢者虐待	28	児童生徒	21
学ぶ	51	述べる	28	少ない	21
関わる	51	提供	28	情報収集	21
情報	51	負担	28	説明	21
児童虐待	50	回復	27	養護	21
知る	50	得る	27	連携	21
状態	49	目	27	感情	20
介護	48	傾聴	26	技術	20
女性	48	心身	26	件数	20
生活	48	性的	26	証拠	20
本人	48	増加	26	適切	20
様々	48	立場	26	配慮	20
観察	46	ストレス	25	意思	19
話す	44	確認	25	寄り添う	19
状況	42	学校	25	現場	19

## 2. 法看護の学びに関する抽出語

抽出語リストより、出現回数1位の語は「虐待」で342回、2位の語は「必要」で282回、次いで「被害者」が233回、「支援」196回、「傷つく」116回、「被害」116回、「患者」114回、「傷」113回、「対応」は111回、「暴力」102回であった。

次に、法医看護（大学院生）とフォレンジック看護（学部生）での学びの差について、特徴語上位20をリスト化した。

## 3. 法看護の学びに関する共起ネットワーク

法看護の学びに関する共起ネットワークは、出現回数が多い語ほど円が大きくなり、「虐待」「必要」「被害者」「支援」「傷つく」の語が大きな円となって示された。また、線と線で結ばれている語は関連性が強い。

例えば「虐待」では、「暴力」「子ども」「対応」が非常に近接して結びついていた。また、「被害者」と「支援」「必要」がほぼ重なり、傷ついた人々の

表2 法医看護とフォレンジック看護の特徴語リスト上位20

法医看護		フォレンジック看護	
フォレンジック看護	.130	虐待	.238
看護	.129	必要	.234
性暴力	.112	被害者	.153
自分	.068	支援	.152
法医学	.065	傷つく	.104
心理	.053	対応	.096
相談	.051	身体	.095
講義	.051	傷	.094
社会	.048	被害	.092
児童虐待	.048	暴力	.085
知る	.047	精神	.077
対象	.046	大切	.075
関係	.046	重要	.073
教育	.044	人	.070
人権	.039	解決	.066
学ぶ	.039	健康	.063
警察	.038	環境	.061
記録	.037	子ども	.061
専門	.035	多い	.060
臨床	.034	理解	.059

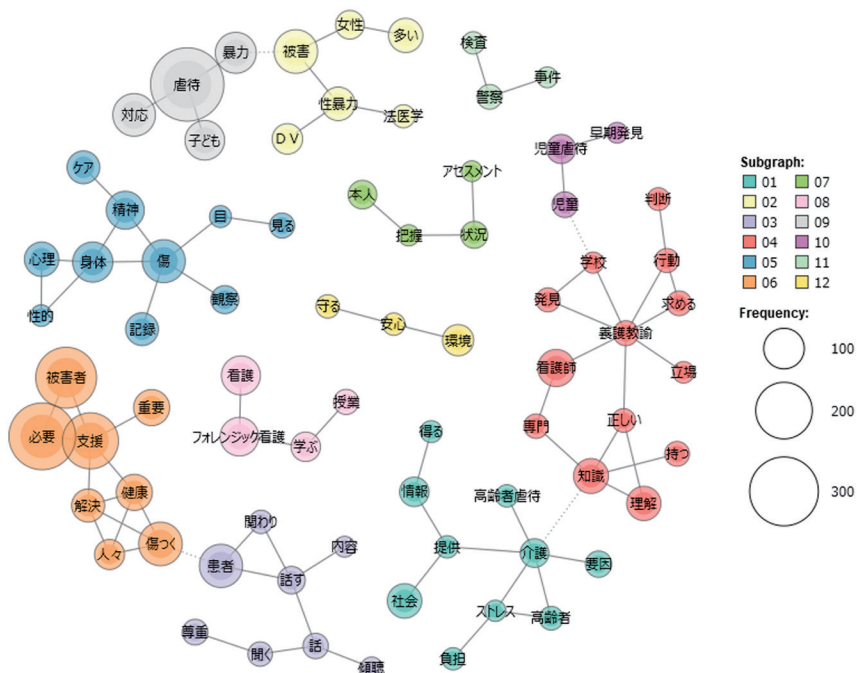


図1 法看護の学びに関する共起ネットワーク

健康問題の解決が重要であるという学びを得ていたことがわかる。また、関連がうかがえる語彙が同色で示されている。

図1を基に、集計単位を文、最小出現数が24以上、共起関係の選択を上位80までとし、サブグラフ検出をrandom walksとしたものが図2である。話題の抽出は機械的に作成された共起ネットワーク図をベースに行った。共起ネットワーク上で線で繋がっている語の塊は、同じ文書によく同時に出現する語の集合である。基本的には、個々の塊に着目し、その語らが表す概念・話題を抽出した。この部分はまったく恣意的ではないといえる。

次に、概念・話題を抽出する際に、塊に含まれる語が元の文脈でどのように使われるかを必ず確認した。つまり、その語らが含まれる元の文脈を読んだ上で、その内容を表せるように概念・話題の命名をした。この命名作業は複数の修士以上の学位を持つ質的研究者が個別に行い、分析者の観点・考え・知見によってなされたものを、すり合わせをして最終的に確定した。その結果抽出された16のカテゴリをよく読み、サブグラフ検出で互いに強く共起している語を自動的に検出してグループ分けを行った結果、法看護の役割や機能（赤字）が抽出された。それは、法看護では「傷ついた人々の健康問題を扱

う」こと、「身体的ケアと精神的ケア」を提供しながら「患者の話を傾聴する」という「専門的な看護師の役割」と「養護教諭の役割」が述べられた。「子どもの被害に対応」し「性的被害者を取り扱う」なかで、「社会資源等の情報提供」し、「刑事事件を取り扱う」こと。看護ケアをとおして「安全で安心な環境をつくること」という役割や機能が示された。

### 5. 法看護においてコアとなる知識概念

法看護を受講した学生から得られた知識概念として、「被害者のために必要とされる支援を理解すること」、「必要な評価技術をマスターすること」、「法医学的知見の重要性」、「合法的な知識の理解」、「虐待において介護者に影響している要因」と「患者の意思・患者の人権尊重」の6つの実用的な知識概念が抽出された。

6項目の知識概念は、元データを熟読し抽出した。【 】が知識概念、斜体は受講者の感想である。

#### 【被害者のために必要とされる支援を理解する】

一人ひとりに合った対応ができるようにしていくことが必要である。フォレンジック看護では、暴力、虐待、犯罪、事故、災害にあった方に人権擁護の立場から健康回復を目指し、一人でも多くの人を

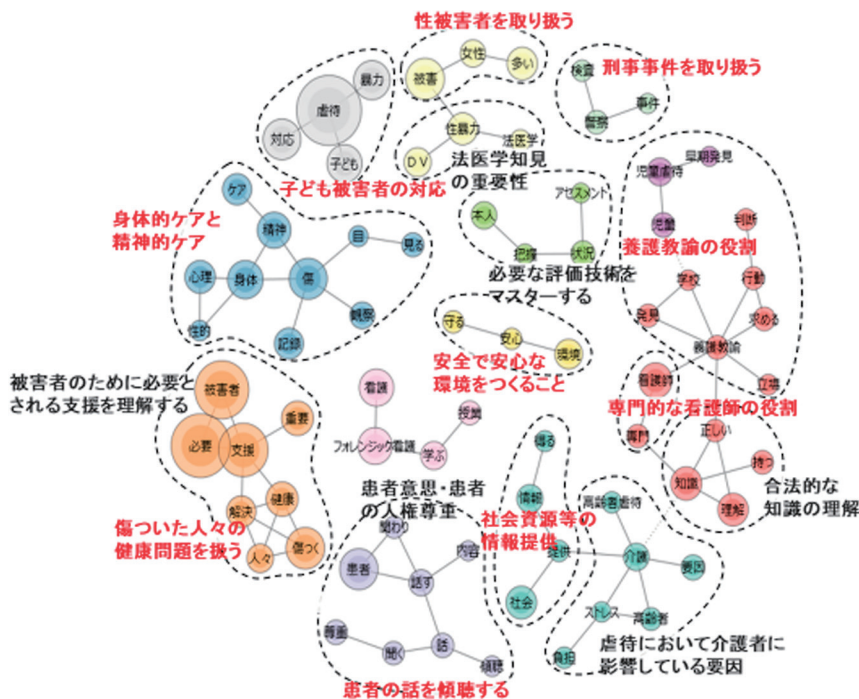


図2 法看護の役割や機能

注：赤字は役割や機能を示す。黒字は法看護教育の知識概念として命名した。



助けることができるようにしていきたい。

共感を示すことで患者さんがたくさん話してくれたり、話が広がっていったりする。フォレンジック看護の例えでいえば、暴力を振るわれていたときに被害者の自尊感情が傷つき、身体的傷つきと精神的傷つきがケアの対象となる。

“傷つく”とは大きく分けて、身体的傷つきと精神・心理的傷つきがあるとフォレンジック看護学を履修するなかで学んだ。

本人のストレングスを活かし、回復の促進解決に向けて支援していく。フォレンジック看護論を受講し、DVやIPV、様々な虐待や暴力に対する知識と、発見した際の看護について学べた。

#### 【必要な評価技術をマスターする】

この授業を履修すると決めた当初は、フォレンジックということが初耳でイメージもつかなかった。未知のことばに好奇心がそそられた。

被害者からの要望があった場合には、記録に残しておく必要があると考える。今回フォレンジック看護論の講義で記録の方法や被害者への質問などを実際に行った。

養護教諭となった際に実施し、支援につなげていきたいと思う。

養護教諭は心理的背景を読みとり、児童生徒の虐待を早期発見しやすい立場にある。フォレンジック看護論での学び等から、児童虐待の早期発見・対応について養護教諭に求められる力について考究した。

フォレンジック看護記録ができるようになれば、臨床現場での活用も広がると考えられる。このことから、フォレンジック看護の領域が今後ますます進展し、より重要視されていくことが予想される。

#### 【法医学知見の重要性】

フォレンジック看護論において傷ついた人々とは、病死及び自然死による内因死と違い、虐待など外的な侵襲を受けた人のことを指している。

法医看護学の知識はさまざまな関連学問分野の知識から成り立ち、きわめて学際的であるということが理解できても、フォレンジック看護や看護師が、自分と同じ「看護」を提供する学問であり職業である。ここに、司法の中に看護職が存在することの意味を感じることができた。Forensic看護とは、暴力や虐待の被害者と加害者への特別なケアを言い、対象は、DVおよび児童虐待の増加や連鎖を減少させることに繋がると考える。

様々な検査結果や所見により診断・判断が下されていることがわかった。フォレンジック看護に法医学は欠かせないものであり、法医学の知識も非常に重要であるということを実感した。

法医学の重要性も理解することができた。ほかにも、海外のフォレンジック看護に関連することについても学ぶことができ、海外では看護職のできることが多く（証拠採取、検査、解剖、薬剤処方等）、なぜ日本ではまだ認められていないのか等を、考えるきっかけにもなった。

#### 【合法的な知識の理解】

対象のちょっとした言動などから見過ごすことのないようなアセスメント能力を養うことも課題である。Forensic看護を学び、自分の知らなかった取り組みや被害の現状を知り考えたことは非常によい学びとなった。自分の今後の目標とすべきものについて考えるよい機会となった。法医看護の学びを忘れず今後に関心を持ち実践したい。

フォレンジック看護学の定義を用いて考えた場合、周産期、小児期、高齢期における虐待等に直面した場合に看護師である自分たちはなにができるのかなど詳しく学ぶことが少なかったため、フォレンジック看護学は興味を持って受けることができた。

継続的な支援やASD・PTSDへの対応を行う。課題としては、フォレンジック看護は比較的新しい看護領域であるため、教育が十分に普及していないことが挙げられる。

心の健康を損ねた人々に対するケアを統合した学問である。今回のフォレンジック看護論の授業の学

びとして傷ついた患者への支援に重要なことを考えていく。

それぞれの領域ごとに対象への個別性の高い看護とは何かをたくさん考えてきた。フォレンジック看護学を通して、法科学という新たな視点からのケアを学び、より多角的に患者を捉え、かつ援助を選択する力を得ることができた。

フォレンジック看護論の学びを活かし、看護職として働く際に、フォレンジック看護の担い手となるように精進していきたい。

#### 【虐待において介護者に影響している要因】

最近では新型コロナウイルスの影響によっても孤独死・異状死のような課題が見受けられる状況でもある。フォレンジック看護の必要性は高まると考えられ、そして、高めていく必要もあると考える。

記録の演習で先生からいただいた「くらべて話すスケール」がとても使いやすかった。ただ虐待者を問い詰めるのではなく、虐待者も被虐待者も家庭の中で共に暮らしている、それぞれのストーリーや歴史があり、そのスケールが測るだけではなく、話すためのきっかけづくりに使えたと知り、いつも車の中に置いている。

家族間の暴力・虐待は踏み込むことが困難だと感じていた。高齢者虐待の当事者は、自分が粗末に扱われていることを知られまいとする。家族に見捨てられて施設に行くのは最も悲しい落胆に値することである。医療者も相手への気遣いから、言葉を探すうちに時間が経ち、何も言えないでその場を逸してしまう気がして。。。でも、きっかけを提供することや、有益な情報を手渡すことも看護だと知り、勇気をもたらえた気がする。フォレンジック看護という領域そのものが、日本ではまだ新しいものであると感じた。

虐待などが増加する可能性があるため、専門的な関わりによる適切な対応が求められると感じた。フォレンジック看護では、看護職は、証拠を保管するという重要な役割を担っているという意識を持たた。

講義の中で先生が話された事例が印象的で、高齢

者や障害者へのケアでは、介護者の背景にも心を配り、ケアをしていく必要がある。

#### 【患者の意思・患者の人権尊重】

フォレンジック看護学は周産期、小児期、高齢期における虐待被害者、及び触法精神障害者や刑務所に収容されている人に提供される。

高齢者虐待や障害者虐待、子ども虐待、性的虐待など様々な虐待や暴力に対して海外では、事故や災害時、虐待が起きた際に活躍しているフォレンジック看護師がいる。

専門的な知識を持つ看護師が関わることで傷ついた方々の状況を的確に判断し解決につなげていくことができる。日本でもフォレンジック看護師を増やしていくことで、虐待や犯罪などから弱い立場にある人を守ることや、安心して生活していくことに繋がるのではないかと考えた。

文献(美作, 山田, 2017)には、「フォレンジック看護師は、法律や司法及び福祉の専門家と協働することが求められ、社会的役割を担える看護人材が教育される必要がある。」と述べられている。この文献からもフォレンジック看護師の育成をしていくことが様々な問題解決に向けて支援していく上で必要である。

フォレンジック看護という領域を学ぶことができたのは、貴重な経験となり、多くの興味深い学びを得ることができた。

今後、フォレンジック看護の必要性が周知されていき、看護教育の場でも取り入れられ、学ばれて、フォレンジック看護の担い手が増えるのではないだろうか。私自身も実際に学んでみて、大学の教育の場にもっと取り入れられてもいいのではないかと考えた。

上記のような感想が寄せられた。

## IV. 考察

### 1. 日本における法看護師の役割

本邦における法看護教育の概要については、筆者が所属する大学・大学院の教育内容を紹介する。大学院は2単位15コマの選択科目である。単元の内容は「フォレンジック看護学特論の概説」「人権と健

康」「フォレンジック看護の倫理」「フィジカルアセスメントに基づくトラウマケア」、法医学者から直に学ぶ「看護に活かす臨床法医学（5コマ）」、「コメディカルによる証拠採取と記録上の留意点」多職種連携の5コマは、警察、検察、裁判所、被害者支援センター等の学外講義で構成され、「警察との連携：県警本部にて捜査第一課、犯罪被害者支援室、秋田被害者支援センター」「検察との連携：裁判における医療従事者の役割と倫理的行動、司法面接、裁判所見学」「病院内の虐待防止対策委員会との連携、死後解剖と死後画像診断カンファレンス」「在宅や地域におけるフォレンジック看護の展望」の構成となる。

次いで学部教育は、養護教諭1種養成課程の選択必修科目として学部教育に位置付けられた。フォレンジック看護論は1単位8コマである。単元の内容は、①「フォレンジック看護学の定義・理念（対象の特性、場の特性、時期、内容、方法）」②「フォレンジック看護の倫理（虐待や暴力・自殺に関連する法律と看護職としての倫理）」③「外傷の観察ポイントと記録（観察項目、証拠の取り扱い、記録のしかた、写真の撮り方）」④「子ども虐待・性的虐待の徴候の観察と虐待親と被虐待親への対応や関係機関との対応」⑤「DVや高齢者虐待の徴候の看護アセスメントと通報経路および方法」⑥「被害者中心主義の看護（シミュレーション学習）」⑦「被害者中心主義の看護（リフレクション体験）」と⑧「配慮を要する患者・家族への看護について」のテーマでグループ発表する単元で構成している。この他に大学院高度実践専門看護師課程では、司法精神看護に関する講義・演習・実習もカリキュラムされている。詳細は、日本フォレンジック看護学会誌<sup>2)</sup>に掲載し公開している。これらの科目は既修者が少ないため、科目履修生にも広く門戸を開いている。

これらの学びを経た学生たちは、法看護の役割や機能について傷ついた人々の健康問題を扱うこと、困っている人の話を聞き、身体的・精神的な看護を提供することで、プロフェッショナルな看護師の役割を遂行できると理解していた。また、養護教諭の役割として法看護の側面をふまえること、子どもの被害を取り扱うなかで性的被害を取り扱うこともありうるため、事件性のある事例では特に安全で安心な環境をつくることや社会資源等の情報提供ができるよう学び続ける必要があると認識していた。

30年以上先を行く米国のLynchとDuvall（2011）<sup>3)</sup>は、役割が持つ3つの要素について「役割の明確化」「役割行動」「役割期待」があると述べている。

役割の明確化とは、各実践者がその知識や技能、境界と責任および説明責任を明確に提示し、共有することである。

行動には、正確かつ科学的根拠に基づいた知識、技術、規則、手順を行い実践することが含まれている。「フォレンジック看護師らの活動は、リスク管理、従業員の訴訟、看護教育における訴訟および人権侵害など」の新しい法的領域へと急速に分岐している<sup>4)</sup>。日本の場合は、役割行動について他の看護職や多職種に認識してもらうことで役割の明確化が進み、その先に役割期待が形成されてくるだろう。法看護師の役割について日本と米国では、看護師の職務と職権の違いによるものが反映していると推察される。

## 2. 法看護の特徴的な知識概念

法看護の受講生らは、被害者のために必要とされる支援を理解し、アセスメントに必要な評価技術をマスターすること、法医学的知見を有することの重要性を認識していた。患者に関わる全ての物事が刑法や憲法、各種虐待防止法、民法等に関わるため、法的な知識を学習し、虐待においては介護者に影響している要因についても文献から学び、被害者や患者の意思と人権尊重に努めるという中核となる概念が抽出された。これらは保健師助産師看護師法に示された「療養上の世話」につながる内容であった。

筆者が法看護学の研究に携わったきっかけはDVと女性や子どもの人権への課題意識が発端であった。配偶者等からの暴力の現状をみると、配偶者暴力相談支援センターへの相談件数は、2016（平成28）年度、2017（平成29）年度が106千件程度であったものが、2018（平成30）年度は114千件、2019（令和元）年度には119千件と増加しており、新型コロナウイルス感染症がまん延した2020（令和2）年度には、DV相談プラスへの相談件数を含む182千件となり、前年度に比べ約1.5倍に急増した<sup>5)</sup>。また、近隣の病院でも子ども虐待を疑うケースが1.5倍となっている<sup>6)</sup>。

度重なる災害や経済困難というネガティブなライフイベントは、将来不安といった緊張を介して暴力をもたらす<sup>7)</sup>。そして、多くの被害児者が人目



を避けて夜間救急外来を受診している<sup>8)</sup>。この事実は、被害者やトラウマに対する看護を全ての看護職が学んでおく必要があることを示している。Lynch (2007) らの調査では、米国のあるコミュニティの病院救急外来患者 (60日間) に占めるForensic患者の割合は27%と、全体の4分の1以上を占めていた<sup>9)</sup>。この数が示すものは、救急外来の看護師や資料スタッフがDVや児童虐待、高齢者虐待の実態を把握できる位置づけにあると考えられる。当事者らによって「隠される」家庭内の密室で起こる外傷の統計を取り、セーフティプロモーションに活用することが可能になるだろう。

これまで看護基礎教育の母性看護学や小児看護学で女性への暴力とDVについて看護学生たちは学んでいる。加えて、乳児から高齢者まで、発達の特異性や性差・ジェンダーに伴う暴力・虐待についても取り上げられている。また、保健師、助産師、看護師国家試験でも法看護に関する問題はすでに多数出題されている<sup>10)</sup>。

このたび、法医学者からの講義がある「法医学看護」と、法医学者からの直接的な講義はない「フォレンジック看護論」での学びの違いを概観した (表2)。法医学者から学ぶことで、その学問が関与する多機関や臨床で扱う具体的な虐待・暴力の内容と人権について受講生は考察を深めていた。法医学者から直接学ぶことができる機会が増えることで、看護学の学びもより一層今日的な社会問題を反映させ、「看護とは何か」改めて探求し深まっていくに違いない。しかし、数少ない法医学者の負担をこれ以上増やすことを安易には言えない。

セーフティプロモーションを促進していくためには、公衆衛生医学者や法医学者といった社会医学の分野と看護学が連携し、臨床で実践知を積み上げていくことが期待される。

今後、看護職が自信をもってトラウマケアが提供でき、また、外傷予防に継続的に取り組むことができるように、今回の知見を活かし構造的に学べるよう、実践力を身に付けられる内容へとシラバスの改良を行っていきたい。

## V. 本研究の限界

萌芽期にある法看護教育の現状を、学生の学びから概観した。まだ十分な法看護の蓄積がないため、今後、受講者を増やしていくことで、より具体的な

看護実践につなげていくこと、および実践の積み上げにより家庭内の虐待や暴力への予防プログラムを工夫していく必要がある。

## VI. 結語

学習者は16の概念に基づき法看護を理解していた。本研究により、法看護という新しい観点から看護教育を再評価できた。

## 謝辞

本データの分析において、(株)SCREENアドバンスシステムソリューションズ第二開発部の周景龍氏のご指導をいただいた。また、教育改善のために協力してくれた受講生へ感謝いたします。

## COI

明記すべきCOIはありません。

## 引用文献

- 1) 日本フォレンジック看護学会HP: IAFNのなりたち. 2014.  
[https://jafn.jp/?page\\_id=1733](https://jafn.jp/?page_id=1733) [2022.11.22 閲覧]
- 2) YAMADA, N, SUZUKI, M, TANAKA, R: Construction of Syllabi for Forensic Nursing Education in Japan 日本のフォレンジック看護教育におけるシラバスの検討. 日本フォレンジック看護学会誌, 6(2): 29-46, 2020.
- 3) Lynch, V, A., & Duvall, J, B: Forensic Nursing science (2nd Ed.). St Louis; Elsevier Mosby 2011. 米国.
- 4) ローズ・E・コンスタンティノ, バトリシア・A・クレイン (2014), 柳井圭子監訳: フォレンジック看護ハンドブック. 法と医療の領域で協働する看護実践. 福村出版. 2020.
- 5) 令和4年10月 女性に対する暴力に関する専門調査会 配偶者暴力防止法見直し検討ワーキング・グループ. 配偶者暴力防止法見直し検討ワーキング・グループ 報告書 DV対策の抜本的強化に向けて. 全59頁. 2022
- 6) 山田典子, 板東利枝, 鈴木美里, 新井浩和, 田村真通: 高度医療病院の児童虐待対策委員が抱く虐待支援の困難感. 日本赤十字看護学会誌, 22(1): 9-18, 2022
- 7) 島田貴仁: コロナ禍は犯罪に何をもたらしたか



一統計データと実証分析から考えるー。罪と罰  
59(3) : 6-19, 2022.

- 8) YAMADA, N, YOSHIIKE, N: Support for Victims of Domestic Violence in Japan: Difference in correspondence of hospitals during consultation between daytime and nighttime visit. 日本セーフティプロモーション学会誌, 12(1) : 27-34, 2019.
- 9) Lynch V.: Forensic Nursing. 2006年版 米国のあるコミュニティ病院救急外来患者（60日間）に占めるForensic患者の割合 ; 27, 2006.
- 10) 美作宗太郎、山田典子 : 臨床法医学入門～コメディカルにも役立つ虐待・性犯罪・薬物対応の基礎知識. 明石書店. 2017.

## Characteristics of Forensic Nursing Education in Japan: a Quantitative Text Analysis

Noriko YAMADA<sup>1)</sup>, Hideki HYODOH<sup>2)</sup>, Kotaro MATOBA<sup>3)</sup>,  
Keiko YANAI<sup>4)</sup>, Emiko KATAOKA<sup>5)</sup>, Akiko TAKEUCHI<sup>3)</sup>, Shigeki JIN<sup>3)</sup>,  
Rie TANAKA<sup>6)</sup>, Mayumi AMINO<sup>7)</sup>, Atsuko HASEGAWA<sup>8)</sup>, Kazuki SAITO<sup>9)</sup>

- 1) Yokohama City University
- 2) Fukui University
- 3) Hokkaido University
- 4) Japanese Red Cross Kyushu International University College of Nursing
- 5) Japan Forensic Human Care Center
- 6) Sapporo City University
- 7) Nayoro City University
- 8) Japanese Red Cross Akita College of Nursing, instructor
- 9) Japanese Red Cross Akita College of Nursing

**Purpose:** In Japan, forensic nursing education has only recently been offered at some universities. It is necessary to educate nurses on the existence and necessity of forensic nursing to develop it as a viable practice in Japan. The characteristics of Japan's forensic nursing education were analyzed to obtain vital information that could contribute to the promotion of the discipline in Japan.

**Methods:** Content analysis based on learners' reports was conducted from November 2020 to March 2022. The reports submitted by 51 students of the Forensic Nursing.

**Results:** Reports from 51 of 98 respondents were included in the analysis. The number of target sentences was 1282, and the total number of extracted words was 13055. The following 10 concepts were extracted from the topics using the co-occurrence network. The following practical concepts were extracted: "treating the health problems of injured people," "physical and mental integrated care," "listening to a person in need," "the role of professional nurses," "the role of school nurses," "handling victimized children," "handling female victims," "handling criminal cases," "providing social resources information," and "creating a safe and secure environment."

**Conclusions:** The following knowledge concepts were extracted: "understanding the support needed for victims," "mastering the necessary assessment skills," "importance of knowing forensic medicine," "an understanding of legitimate knowledge," "factors influencing caregivers in elder abuse," and "respect for human rights." In general, learners had a good understanding of forensic nursing. Providing care for abuse victims supported their understanding of the concepts. They were reevaluating nursing from new perspectives. Moreover, they were also exploring how to create a safe and secure environment. It was shown that the knowledge necessary for forensic nursing can be obtained from learners' learning, and that the next issue to be improved is practical ability.

**Keywords:** forensic nurse, education, evaluation, forensic nursing concept

## 連載 第5回 セーフティプロモーションと私

2019年9月に日本セーフティプロモーション学会は、「セーフティプロモーション 安全・安心を創る科学と実践」と題した本を出版しました。これは、災害や事故、暴力から守られ、安全で安心できるための科学とその実践について解説した日本初の本で、教科書や研修テキストとしても採用されています。この本は本学会の会員を中心に執筆したのですが、そもそも私たちはどのようにセーフティプロモーションに関わるようになったのでしょうか。この連載では、この本で記すことができなかった個人的な履歴をインタビュー形式で紹介していただきます。

連載第5回は、今年第17回学術大会長を務める松野理事と、第13回学術大会長を務めた徳珍理事にお話を伺いました。(聞き手：編集委員会・市川)

略歴：松野 敬子

1980年同志社女子大学家政学部家政学科卒業。1991年頃～フリーランスライターとして朝日新聞社『論座』などに執筆。1999年に週刊金曜日第5回ルポルタージュ大賞で箱ブランコ事故のルポルタージュで佳作。2015年関西大学大学院社会安全研究科博士課程修了、博士(学術)。2016年～神戸常盤大学こども教育学科非常勤講師。2018年～子育て支援団体・いんふぁんとroomさくらんぼ代表理事。2019年～小規模保育園Cherry's Hug東向日園園長

**市川**：まず、松野先生がセーフティプロモーションに関わるようになったきっかけを教えてください。

**松野**：私は、他の先生方とは異なり、学術の世界をずっと歩いてきたわけではなく、子育てをしながら疑問に感じたこと、社会に欠けているのではないかと感じたことを、同じ思いの仲間と一緒に、海外での実践やメソッドを取り入れながら活動していました。

**市川**：具体的にどのような実践を取り入れてきたのでしょうか。

**松野**：子どもが性犯罪や誘拐などへ対処できるように開発された「CAPプログラム (Child Assault Prevention：子どもへの暴力防止プログラム)」や、親として子どもの問題行動にどう対処していくかを学ぶ「親学習プログラム (トリプルP=前向き子育てプログラム)」などです。

それらは子どもの力を引き出し、親とのいい関係を築くためのメソッドですが、その背景には、子どもの虐待がない社会を実現する、そのような思いがあります。

**市川**：子どもの虐待が後を絶たない今日、そのような取り組みは大切です。

**松野**：実は私が京都府長岡京市に転居して間もない頃、市内で虐待餓死事件が起きました。地域のなかで、二度とこのような事件を起こさせないという思いをもった団体が集まり、虐待防止活動をスタートさせました。

その活動の呼びかけ人、工藤充子さんが日本セーフティプロモーション学会の設立発起人に名前を連ねていて、そのとき、子どもの虐待防止はセーフティプロモーション活動のひとつなのだと認識しました。

**市川**：そこでセーフティプロモーションとの関わりが生まれたのですね。

**松野**：かなりうっすらした関わりではありましたが・・・。

**市川**：その後の展開について教えてください。

**松野**：地域での虐待防止の活動とは別に、遊び場の事故防止についても長年取り組んでいたのですが、衝動的に、それをもっと研究したくなり、2010年に大学院に入学してしまいました。自宅から駅3つという至近な所に、関西大学社会安全学部が新設され、大学院も同時にスタートし、社会人にも門戸が開かれていました。

**市川**：遊び場の事故防止について研究するきっかけは何だったのでしょうか。

**松野**：遊び場の安全に疑問を持ったのは1997年頃でした。公園にある箱ブランコという大型ブランコで、小学生の知人のお嬢さんが大怪我をされました。ごく普通に遊んでいただけで大事故が起き、しかも「遊び方が悪い」とその子が責められるという状況でした。

その時、私はライターとしての関心から調査したところ、公園の遊具に安全規準がなく、事故が



起きて「子どもの遊び方が悪い」で済まされていることを知りました。そのため、事故防止対策が取られることもなく、事故は繰り返されており、それはおかしいと思ったのがきっかけでした。

**市川：**公園の遊具に安全規準がなかったのですか。その後、どうなったのでしょうか。

**松野：**当時、ごく親しい女性が国会議員だったこともあり、関心を持ってくれた超党派の国会議員で議員連盟を結成してくれました。そして、2002年に日本で初めて公園遊具の安全規準にあたる「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」ができました。そんな経緯があり、もっと学術的な立場からこのことについて掘り下げたいという思いがあり、大学院に入りました。



2002年に超党派国会議員連盟が設立

**市川：**公園遊具の安全規準策定の端緒を開いたのは松野先生だったのですね。

**松野：**「虐待防止、遊び場の事故防止、いろいろなことに手を出しているよね」と言われることも多いのですが、自分としては、虐待防止も事故防止も子どもの成長過程のリスクとして根っこは同じという気持ちでやっていたので、それらは一貫しています。

**市川：**セーフティプロモーションの観点からすれば一貫性はあるように思いますが、研究の観点からはそのように捉えられてしまうかもしれませんね。社会人として大学院へ入学したのは大きな決断だったのではないのでしょうか。

**松野：**ある日、「関西大学社会安全学部誕生！」という電車の吊り広告を目にしました。「社会を安心・安全のキーワードで切る！」というキャッチコピーに、「そうか、私は子どもの安全・安心をキーワードに活動してきたんだ！」と妙に納得して、大学院を受験しました。

博士課程に進み、学会にも所属し、論文を投稿する段階になったとき、子どもの事故防止にフィットするような学会がないことに気が付きました。指導教授は、公共交通や公共事業における事故を専門にされていたので、事故防止といってもまったく分野違いでした。

**市川：**事故は種類もその対象もいろいろですから、論文の投稿先を選ぶのは難しいですね。

**松野：**はい、色々な学会に所属してみましたが、子どもの遊び場における事故防止の研究は少なく、学会ジブシー状態になってしまっていました。そして、うっすら記憶にあったセーフティプロモーションという考え方や、当学会を思い出し、思い切って第7回学術大会に参加し、研究の成果を発表させていただきました。この学術大会で、たくさんの先生方と出会い、学びも大きく、当学会が一番しっくりくるように感じました。

**市川：**確かに、事故を包括的に扱う学会は当学会以外にないと思います。博士課程では具体的にどのような研究を行ったのでしょうか。

**松野：**子どもの遊び場の研究をされている先生は、日本にはほとんどいなかったもので、先行研究も非常に少ない状況でした。指導教授から「日本になくても、海外にはあるでしょう」と指摘され、博士課程の1年目は海外の論文ばかりを読みあさりしました。そして、英国で2008年に提唱された「リスク・ベネフィットアセスメント」という手法にたどりつきました。

**市川：**リスクとベネフィットをアセスメントする・・・。

**松野：**はい。英国では1870年代から遊び場での事故が社会問題になり、1986年には遊具の安全規準ができていました。しかし、安全偏重に行き過ぎると、遊び場にチャレンジ性がなくなり、子どもが遊ばなくなる、そういう悪循環が生まれてしまいました。2000年頃になると、今度はワクワク、ドキドキするような「遊びの価値」をどう担保しながら、安全性も保つかということが大きなテーマになっていました。

**市川：**遊び場のリスクだけでなく、ベネフィットにも目を向けるようになったのですね。英国ではそのバランスをどのようにとっていったのでしょうか。

**松野：**遊び場におけるリスクと安全について合意形成を図るため、遊具メーカーや公園管理者に加え

て、教師や保育関係者、弁護士、医師、保険会社など多様な立場の人たちが集まり、Play Safety Forum (PSF) が結成されました。そして、Managing Risk in Play Provision: Implementation Guide というガイドブックが作成されました。そのガイドブックに先ほど触れた「リスク・ベネフィットアセスメント」という手法が示されていました。

市川：その手法について教えてください。

**リスクベネフィットアセスメントとは？**

英国でリスクベネフィットアセスメントという手法が提唱されるまでの経過

- 1980年代 厳しい安全基準の運用  
設置面対策に10年間で数百万円を投じる
- 2000年 遊びの価値を見直し、安全に行き過ぎたことを反省
- 2002年 子どもの遊びとリスクに関するPSF憲章が発表。
- 2008年 Managing Risk in Play Provision : implementation guide (PSFガイドブック)

**リスク・ベネフィットアセスメントの提唱**

従前のリスクアセスメント リスクのスコアリング R-MAPなど

**リスクと便益**(ベネフィット)を併記し、許容可能なリスクを管理  
 リスク=数値化が容易(事故発生の頻度、重症度など)  
 便益=数値化し難い(身体的、精神的な子どもの成長、自己肯定感・充足感など)

**記述による可視化を図り、数値になり難かった便益にも光をあてることができる。**  
 リスクとベネフィットのバランスを考慮した、**判断**を促す。

ざっくり言えば、**子どもの成長のためにリスクをとる、その理解を得るための手法**

**リスク・ベネフィットアセスメントとは**

松野：リスク・ベネフィットアセスメントは、従前のリスクアセスメントのように、リスクをスコアリングするのではなく、リスクとベネフィットを併記し、「許容可能なリスク」を管理者自身が判断していくという手法です。

成長する存在である子どもにとっては、リスクはあってもチャレンジすることにより得られるものが大きいわけです。もちろん、その子の人生を左右するような外傷は避けなければならないのは当然としても、チャレンジすることで得られるベネフィットにも注目して、子どもにとって価値のある遊び場として管理していこうというものです。

私は、これだ！と思い、博士論文で、この手法を日本の公園管理に生かすことの可能性を論じました。

市川：松野先生は博士論文をもとに「子どもの遊び場のリスクマネジメント」という著書をミネルバ書房から出版されています。

松野：実は2015年の博士論文の執筆時、リスク・ベネフィットアセスメントの運用は英国でもまだまだ進んでいませんでした。しかし、現在は実用化され、欧州だけでなく、この考え方で遊び場を管理しようという動きは世界中に広がりがつつあります。

市川：日本ではまだですね。

松野：残念ながら、日本ではまだまだ動きは鈍いで



子どもの遊び場のリスクマネジメント (ミネルバ書房)

すが、それでも少し動き始めました。今年度、本学会の学術大会では、リスク・ベネフィットアセスメントの実践者で、「国際遊び場検査士機構：Register of Play Inspectors International」が認定する唯一の日本人「精密点検検査技師」にご登壇いただこうと思っています。

学術大会では日本と欧州の遊び場のマネジメントの違いを感じていただき、よりよい遊び場のリスクマネジメントを考える機会にさせていただけるのではないかと考えています。

市川：それはとても楽しみです。さて、松野先生は博士号の取得後、今は現場でご活躍です。

松野：博士号を取得しましたが、同じタイミングで地域に認可保育園を開園したため、今は保育・子育て支援のフィールドに軸足を置いています。

セーフティプロモーションとは、地域に暮らす人たちが安全に暮らしていくために、多様な専門性を持った人たちが協働し、解決を図るものですから、私のような実践の場にいる者の役割もあろうと感じています。

市川：現場ではどのような役割を果たしていると感じていますか。

松野：毎日、園長として乳幼児さんたちと過ごしている中で、子どものリスクマネジメントは「日常」です。遊び場のリスクにとどまらず、誤嚥や誤飲、転落など、もっと日常的な子どものリスクに研究テーマが広がりました。

子育て支援に関しては、私の団体に三つ子のママがスタッフとして入ってくれたことで、事故予防にしても虐待予防にしても、よりリスクの高い多胎育

児家庭への支援が重点課題になりました。より実効性の高い支援を行うため、単胎児と多胎児に対する支援の違いをアンケート調査で明らかにして、多胎育児家庭への支援を強化しています。



アンケート結果に基づく多胎児育児支援の提案 (2021年発行)

**市川：**セーフティプロモーションではエビデンスに基づくことが強調されていますが、まさにその実践において大きな役割を果たしているのですね。

**松野：**今年度の学術大会では、多胎児支援担当のスタッフが、実践的な活動から導き出した、多胎児支援のあり方について発表する予定です。

みであるセーフティプロモーションは「日常」です。とくに私が対象としている「子ども」という存在は、元来、リスクの高い存在であり、社会が子どもの特性を理解し、大人の責任としてリスクを低減していくことが求められています。

昨年来、保育施設は、給食などの誤嚥事故、通園バスの置き去り、さらには保育士の不適切保育など、厳しい批判の目にさらされることが多くなっています。保育事業者がリスクマネジメントを行い、リスクを低減していくことは当然のことですが、それは保育事業者だけの問題ではないと感じています。制度としての課題、設備面やその管理方法の課題は社会全体のものでしょうし、家庭の保育力・教育力の脆弱さもあるでしょう。あらゆる人が共に取り組むことが必要です。

そういう意味で保育園という現場は、セーフティプロモーション的現場です。山積する課題を解決していくためには、「誰かがやってくれる」「誰かがやって当然だ」という思考を変えていくことが必要だと思います。それこそが、セーフティプロモーションの本質であり、困難さだと思います。

**市川：**保育園という現場からみたセーフティプロモーションの本質に今後の課題が見えたような気がします。貴重なお話をどうもありがとうございました。

### 多胎児育児 急ぎ支援拡充を



多胎児育児支援の提案(冊子)が紹介された新聞記事(京都新聞2021年4月21日)

**市川：**その発表も楽しみにしたいと思います。それでは最後に、日本におけるセーフティプロモーションの課題と展望について、松野先生のお考えを教えてください。

**松野：**地域に根差した保育園という実践の場を持つ立場からいえば、安全・安心な地域をつくる取り組



略歴：徳珍 温子

1989～1998年看護師として病院に6年間、看護専門学校に3年間勤務。2002年神戸大学発達科学部卒業。2004年神戸大学大学院総合人間研究科人間発達科学専攻修了、修士（学術）。2004～2007年大阪信愛女学院中・高等学校 教諭（保健主事）。2007～2011年太成学院大学看護学部講師。2011～2014年大阪信愛女学院短期大学看護学科准教授。2011年～社会福祉法人麦の会評議員。2014年～大阪信愛女学院短期大学（旧 大阪信愛女学院短期大学）看護学科教授。

**市川**：まず、徳珍先生がセーフティプロモーションに関わるようになったきっかけを教えてください。

**徳珍**：看護師として勤務していたときの経験が大きいと思います。その当時、私は整形外科病棟に勤務していたのですが、入院から退院までの期間が年単位に及ぶ患者さんもいらっしゃって、患者さんからさまざまなことを教えていただきました。

一生涯、受傷前の状態に戻る事のない頸髄損傷の患者さんから「（この苦しさ、辛さは）お前に分かるわけがない」と言われ、私はベッドサイドで半泣きになりながら「分からないけど、分かりたいし、生きてほしい」と返事したこともありました。専門職の態度としては問題があると思いますが、患者さんには私を看護師として育てていただいたという思いは今もあります。

**市川**：原点は看護師としての経験にあるのですね。

**徳珍**：はい。看護者の役割は、トラベルビーという看護の理論家によると、病や痛みに立ち向かうことができるよう個人や家族を支援することにあると言われています。

看護師は患者さんと一人の人間として出会い、その人を知り、辛さ苦しさを感じ取り、その辛さ苦しさを我がことのように捉え感じ、辛さ苦しさを少しでも軽減することができるような関わりをもつ、そのようなことが求められています。

**市川**：それはかなり大変な役割ですね。

**徳珍**：ただ、それによって患者さんからたくさんのお話を教えてもらいました。

**市川**：たとえば、どういうことを教わりましたか。

**徳珍**：ある頸髄損傷の患者さんが最後に望んだのは、自ら命を終わらせることでした。私は看護師として圧倒的に足りていない「何か」を最期に教えられたような気持ちでいっぱいになりました。

医療によって命が助かったとしても、受傷前の

ADL（注：日常生活を送るために必要な日常的な動作）が戻らなければ、患者さんは命を終わらせたいと思うかもしれない。もちろん、命を終わらせてよいはずはありません。でも、命を終わらせなくても済む「何か」を私は提供することができなかったのです。

**市川**：その「何か」とは何でしょうか。

**徳珍**：はっきりしたことは分からないのですが、強いて言えば、心理・社会的介入でしょうか。

健康は身体的・心理的・社会的なものと言われ、病院での社会的介入としては、退院支援チームが患者さんを地域につなぎ、利用できる社会保障制度などを紹介していますが、それだけのよう気がしています。

患者さんの生きがいを支えるためにはそれ以外の「何か」が必要で、それを知りたいと思っています。

**市川**：その探求心が大学・大学院への進学につながったのですね。

**徳珍**：はい。私はその後、看護教育に携わることになったのですが、もっと患者さんを理解できるようになりたい、患者さんが人生の半ばで障害のある状態になったとしても、命を失うことを選択することがないよう働きかけることができるになりたい、という思いを強くし、1998年に神戸大学発達科学部に入学しました。

**市川**：神戸大学では何を学んだのでしょうか。

**徳珍**：元々は患者心理をより深く理解したいと思って心理学を学ぶつもりでした。入学後、いくつかの授業を受け、何人かの先生に「中途障害者の生きる意欲を支える」という私の目標についてご相談させていただいたところ、2年生のコース選択時に、藤田大輔先生から「学部だけでは無理だよ、大学院に進学を」と勧めていただきました。結果的に大学院博士前期課程まで藤田先生にご指導いただきました。今思えば、それがセーフティプロモーションにつながるきっかけになったのではないかと思います。

**市川**：中途障害者の生きる意欲を支えるということとセーフティプロモーションに接点があるようですね。

**徳珍**：私はセーフティプロモーションに触れ、中途障害者の生きる意欲を支えるためには、単に対象を理解するだけでは不十分で、対象がもともと持っている力を発揮できる環境や状況を整える、いわゆ

るエンパワメントが大切ということに気が付きました。そのように視点を転換できたことは、セーフティプロモーションに対する理解の第一歩だったと思います。

市川：そういうことだったのですね。

徳珍：私は2004年より中学・高校で保健主事として学校保健に携わるようになったので、学校の安全と中途障害者の安全の二足の草鞋を履くことになりました。

市川：学校に勤務しながら、中途障害者の安全にもかかわってきたのですね。

徳珍：はい。中途障害者の安全が私の探求するテーマになった背景には、脊髄損傷の患者さんに対する「何もできなかった」という思いがありましたから、そのテーマはもち続けました。

中途障害者になるのは脊髄損傷だけでなく、さまざまな原因があります。私は病院で勤務していた頃のつながりから、社会福祉法人「麦の会」で脳血管障害の後遺症によって困難を感じている人びとと関わるようになりました。

「麦の会」は私にとって、他者の辛さや苦しさを我がこととして感じることの大切さをいつも思い起こさせてくれる大切な存在で、失いたくないつながりです。



「麦の会」作業所

市川：「麦の会」についてもう少し教えてください。

徳珍：「麦の会」は、病院の脳卒中患者会会員の「働きたい、働く場がほしい」という声をもとに設立されました。もともと小さな作業所としてはじまりましたが、今は小規模社会福祉法人として地域で活躍しています。

また、私はご縁があって大阪府頸髄損傷連絡会に

も関わっています。どちらの会にも看護学科で講義をお願いしたことがあります。今は新型コロナの感染拡大の影響で、直接学生にお話していただく機会をもてないのが残念です。

市川：講義ではどのようなお話をしてもらうのでしょうか。

徳珍：ご自身の体験をお話いただくことと、当事者会、社会福祉法人「麦の会」、大阪府脊髄損傷連絡会という中途障害者が所属している会の果たしている役割、そして、講義の受け手である学生にどのような看護者になってほしいと思っているのかをお話くださいますようお願いしています。

市川：学生さんの反応はいかがでしたか。

徳珍：講義後、学生が追いかけるように質問や感想を伝えるに行くということもありました。直接お話を聞くという体験は、学生にとって多くのことを学ぶ機会になっていると思います。



「麦の会」作業風景と製品

市川：ところで、先ほど伺った「生きる意欲を支える」というテーマについて、その後の展開を教えてください。

徳珍：そのテーマは、中途障害者の生きる意欲に働

きかけができなかったという個人的な体験にはじまったわけですが、中途障害者の生きる意欲やそれを阻む要因を集団レベルで捉えることができたなら客観的に何かわかるのではないかと考えています。

たとえば、中途障害者の生きづらさの原因や、力を十分発揮できない何らかの原因が社会のなかにみえてくるかもしれません。みえてくれば、その原因を取り除くことで生きる意欲が少しでも低下せずに済むようになるかもしれません。

**市川：**社会に何らかの原因があるのではないかという視点は、健康の社会的決定要因（Social determinants of health）の考え方に通じるもので、とても大切だと思います。中途障害者の生きづらさの原因を取り除くことは可能でしょうか。

**徳珍：**法や制度をうまく活用していくこと、制度の不備をアセスメントして、声を上げていくことは大切で継続すべきことですが、刹那的ともいえる「今」を支える介入方法が必要だと思います。

**市川：**それだけ切迫している当事者がいらっしゃるということでしょうか。新型コロナの影響も大きいかと思います。

**徳珍：**私自身、この3年間、友人と会って他愛のない話をする機会がかなり減ったと思います。SNSやオンラインを使っている、病的なレベルではないと思いますが、以前より気持ちが上がらないと感じることもありました。

私は「麦の会」を訪れるたびに、利用者さんと他愛のない話をしているのですが、これもこの3年間は失われています。中途障害者の方々は感染拡大前から身体的要因で行動制限を受けていますが、コロナ禍でいっそう制限されるようになりました。

脳血管障害後遺症のメンタルヘルスと自死の関係は、インフォーマルなソーシャルサポートと深く関係していると考えています。周囲を見渡すと、近所づきあいが少なく、ボランティアは匿名性が高くなり、普段付き合いがない「顔の見えない」ボランティアが好まれる状況が生まれています。私は対面での直接的な刹那的ともいえる「今」を支える介入方法も検討する必要があると考えています。

**市川：**それでは最後に、日本におけるセーフティプロモーションの課題と展望について、徳珍先生のお考えを教えてください。

**徳珍：**日本におけるセーフティプロモーションの課題は、セーフティプロモーションがまだまだ知られ

ていないことだと思います。安全・安心を創造する科学であるセーフティプロモーションが広く知られること、それが安全・安心な社会の推進への第一歩であると考えています。

今後の展望については、本学会はさまざまな専門性を持つ方で構成されています。事故、暴力、自傷行為などによる外傷やそれに対する脅威に対し、それぞれの専門性を生かし取り組んでいってほしいです。その知見を、専門分野を超え共有し、それぞれの専門分野にフィードバックさせることで、安全・安心のさらなる推進につながるのではないかと考えています。

**市川：**セーフティプロモーションを進めていくうえで、当事者の立場を理解する大切さ、一刻を争うこともあるということに改めて認識しました。貴重なお話をどうもありがとうございました。



## Safe Communityは、日本の安全文化に何をもたらしたのか ～SCの社会実装10年の「気付き」覚書き その13～

石 附 弘

日本市民安全学会会長  
元内閣官房長官秘書官

### Memorandum of Safe Community in Japan During Past 10 Years. Part 13

Hiroshi Ishizuki

President of Japanese Society for Civil Safety  
Former Secretary of Chief Cabinet Secretary

#### はじめに

火山噴火による噴石や火砕流の恐ろしさは広く知られている。このたび、中央防災会議防災対策実行会議の広域降灰対策検討ワーキンググループが令和2年4月に公表した報告書「大規模噴火時の広域降灰対策について―首都圏における降灰の影響と対策―富士山噴火をモデルケースに」を読んで、富士山から約100キロ離れた首都圏においても、鉄道の運行停止や停電、道路の通行不能などが相次ぎ、生活への支障が広範囲・長期に及び、社会的混乱が生じ、都市機能に深刻な影響が出ることの科学的知見を得た。そして、市民レベルでの対策はいかなるものであろうかと考えた。

首都圏では大規模火山灰災害の経験は少なく、その準備がまだできていない。しかし、静岡県や千葉県、警視庁などで噴火降灰対策の取り組みが着々となされていることを報告書で知り、勇気づけられた。この機会に、永宝1707年に15日間続いた噴火と同等の大規模噴火による火山灰の被害想定を正しく知り、広域降灰リスクを最小にするための防災安全計画を策定するとともに、鹿児島県桜島の市民生活における先進的な知恵を今から学んでおくべきではないかと考えた。なお、筆者は長崎県警在任中、198年ぶりの噴火で死者・行方不明者43人の被害をもたらした雲仙普賢岳の噴火災害の恐ろしさを目の当たりにしている。

本稿で一番強調しておきたいことは、降灰現象を「単に火山灰が降る」というだけの認識でいると大変なことになるということだ。東日本大震災で多数の児童の死を招き、最高裁で組織的過失責任を問われた大川小学校では、「津波は海から水が来るこ

とだ」と教えていたという。つまり、リスクをイメージする教育をしていなかった。テレビ局のインタビューで生き残った児童が「先生の話と違って、泥水が冷蔵庫や木片とともに渦を巻き、波を立てて自分に迫ってきた。本当に怖かった。死ぬかと思った」と答えていたのが印象に残っている。ここで不可欠なのは災害脅威のイメージづくりで、これを怠れば、責任ある立場の「教えざるの罪」が問われることになる。火山灰が降ることによってどのような被害が想定されるのか、その本当の怖さをしっかりイメージできるようにしたうえで、本腰を入れて、その対策を考えていくことが求められている。

#### 1 火山灰の首都圏への影響

報告書をはじめとする情報を総括すれば、次のことが指摘できる。

- ① 「X day」ならぬ「X time」のタイムラインの準備が必要である。富士山の噴火で風向きや時期によっては早ければ1～2時間で火山灰が首都圏に到達するおそれがある。したがって、気象庁の地震や噴火情報に耳を高くしておく必要がある。
- ② 15日間、火山灰の降灰が続くことを前提とした準備が必要である。この間の生活維持、with降灰の新たな生活スタイルを準備する必要がある。また、蓄積した灰の除去は想像を絶するが、レジリエンス防災の鍵のように思えてならない。マンションや地域の皆と協力しないと正しく対処できない。
- ③ 見えない火山灰のほうが見える火山灰より怖い。とくに子どもは見えない火山灰に弱く、外で遊ばせてはならない。火山灰はゴミとして処

理することが重要で、水で流すと排水口が詰まり、2次災害を招く。

- ④ 降灰が日常化している鹿児島市民の生活と対策の実例を知ることが、対策をイメージするには近道であろう。ただし、火山によって火山灰の性質が異なるため、臨機応変な対応が必要である。
- ⑤ 見えない火山灰対策としては、コロナで培ったマスクと手洗い、手袋、うがいの習慣が役立つ。

**【コラム：宝永の噴火の際の江戸のまちの様子】**

「このほど、世の人、咳嗽を患わずということなし」  
 (江戸常憲院殿御実紀)  
 「これやこの 行くも帰るも風引手 知るも知らぬも大方は咳」(永宝年間諸覚) だったようだ(石峯「火山灰ならびに火山ガスの健康影響」)。(もし富士山が大噴火すると、また、同じことが起きるのであろう。)

**2 富士山噴火と降灰分布・インフラ被害・新たな被害対策**

(1) 降灰分布

噴火災害は、噴火の態様、風向き、風速、天候など不確定要素が多いだけに、最悪の場合を想定し、「大きく構えて小さくまとめる」ことが望ましい。これは危機管理の要諦である。報告書では風向きにより、①富士山の宝永噴火時の降灰分布に類似する西風卓越ケース、②影響を受ける人口・資産が大きくなる西南西風卓越ケース、③影響範囲が広い風向の変化が比較的大きいケースの3つを想定している。ここでは被害が大きくなる②に関し、3時間、1日、15日の図1を以下に示す。

(2) インフラ被害

インフラ被害で注目すべきは、次の各インフラの機能不全が相互に波及・拡大・影響しあって、生活や経済活動に大きな影響を及ぼすおそれがある点である(図2)。

- ① 鉄道: 微量の降灰で地上路線の運行が停止する。大部分が地下の路線でも地上路線の運行停止による需要増や車両・作業員の不足により運行停止や輸送力が低下する。停電エリアでは地上、地下路線ともに運行が停止する。
- ② 道路: 視界低下により安全通行が困難となる。道路上の火山灰や交通量が増え、速度低下や渋滞が起こる。乾燥時10cm以上、降雨時3cm以上の降灰で二輪駆動車が通行不能になる。
- ③ 物資: 一時滞留者や人口の多い地域では、少量の降灰でも買い占めで、店舗の食料・飲料水は売り切れる。道路の交通支障により物資の配送、店舗の営業、生活物資の入手が困難になる。
- ④ 人の移動: 鉄道の運行停止と道路の渋滞により一時滞留者が発生するとともに、帰宅・出勤などの移動が困難になり、移手段が徒歩に制限される。
- ⑤ 電力: 降雨時0.3cm以上で碍子の絶縁低下により停電が起こる。数cm以上で火力発電所の吸気フィルタの交換頻度が増え、発電量が低下する。その結果、必要な電力供給量が確保できず、停電に至る。
- ⑥ 通信: 利用者が増え輻輳が生じる。降雨時には基地局の通信アンテナに火山灰が付着し、通信が阻害される。停電エリアで非常用発電設備の燃料切れが生じる。
- ⑦ 上水道: 原水の水質が悪化し、浄水施設の処理

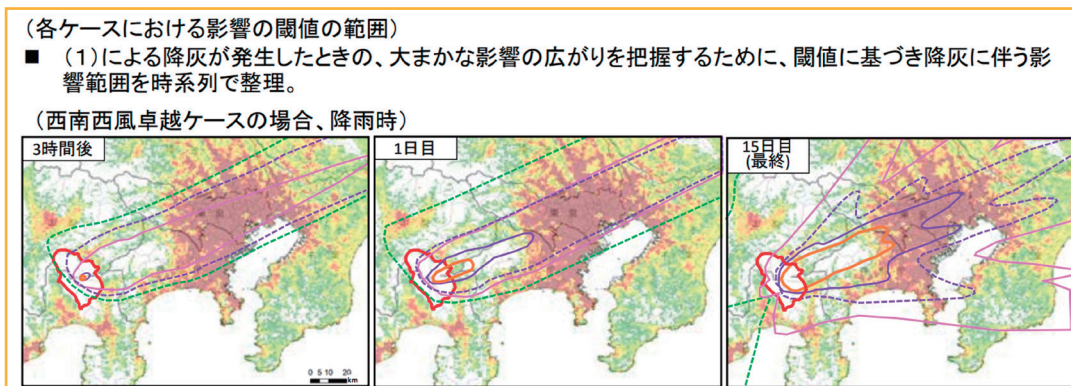
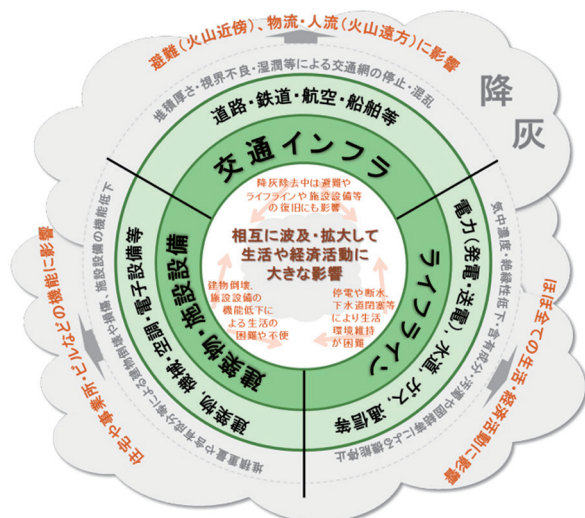


図1

能力を超えることで、水道水が飲用不適または断水となる。停電エリアでは浄水場や配水施設の運転が停止し、断水する。

- ⑧ 下水道：降雨時、下水管路の閉塞により、閉塞上流から雨水があふれる。停電エリアで非常用発電設備の燃料切れが生じると下水道の使用が制限される。
- ⑨ 建物：降雨時30cm以上の堆積圧で、木造家屋が降灰の重みで倒壊する可能性がある。



主要なインフラ等における被害や影響の発生要因や相互関係のイメージ

図2

### (3) 新たな被害対策

気象庁は、降灰被害の予防・軽減に役立てるため、従来の「降灰予報」を改良し、火山灰が降る地域に加えて、積もる量などの情報も提供している。また、千葉県では広域降灰対策の指針を全国で初めてまとめ、警視庁は富士山が噴火した際の被害想定を踏まえた大規模災害対策推進プランを策定している。さらに、富士山噴火時のハザードマップが改定され、想定火口範囲、小・中・大の3規模噴火の溶岩流ドリルマップ、火砕流、融雪型火山泥流、大きな噴石、降灰・降灰後土石流、ハザード統合マップなど、最近の知見に基づく想定と対策がわかりやすくまとめられ、公表されている。

国土交通省は2018年度から「リアルタイムハザードマップ」の運用を始めた。シミュレーションできる現象は、溶岩流、火砕流、降灰後の土石流、融雪型火山泥流の4つで、噴火の発生後、影響が及ぶ範囲などをシミュレーションできる。作成したハザードマップは、自治体などで構成する火山防災協議会

を通じて市町村などに提供され、住民の迅速な避難誘導や緊急的な減災対策の検討に使えるという。たとえば、溶岩流は富士吉田ICから須走ICへ至る自動車専用道路の「東富士五湖道路」に最短6分で到達すると推定され、主要道路が寸断される懸念がある。他の地域へは最短で静岡県沼津市は18時間、山梨県大月市は1.5日間、同上野原市は6日間と推定されている。神奈川県は今まで到達しないはずだったが、相模原市緑区は10日間、小田原市は17日間と溶岩流などが到達すると想定されている。

筆者が長崎県警に勤務していたときに遭遇した雲仙普賢岳噴火の現場では、溶岩ドームの成長と火砕流被害、降灰後土石流による流域や海洋・漁業被害、土石流が運ぶ流木や大きな噴石の被害、葉たばこなどの農作物被害、日々の降灰不安や除去作業などが島原市民を苦しめたことが忘れられない。また、火砕流が発生すると、昼間でもあたり一面が真っ暗になるなど、噴火災害ならではの経験をした。「降灰が手についてもこすってはダメ」と部下に注意されたが、灰がガラス質のため皮膚に刺さり、擦ると傷が深くなるのだと言う。郷にいれば郷に従えである。また、溶岩流の流れが途中で有明側が変わったが、現在公開のリアルタイムハザードマップの参考資料に、昔の溶岩流の絵図が掲載されており、往事を懐かしく思い返した。現代ではリアルタイムハザードマップでも、プレアナリシス型とリアルタイムアナリシス型があることを初めて知った。

### 【コラム：住民ニーズから始まった降灰予報の歴史】

1970年代半ばから鹿児島県の桜島は連日のように噴火して、鹿児島県民は降灰に悩まされていた。火山灰は粉碎された石の粉、しかも二酸化硫黄など酸性ガスが付着している。セメント粉のような細粒の火山灰はわずかな隙間からでも屋内に入りこみ、地表や屋根に堆積した後も風により舞い上がる。

当時、理髪店での調髪は、まず洗髪から始まった。火山灰が付着した髪に鋏を入れると刃が傷つくからである。火山灰・火山ガスに晒されたみかん等果実は表皮が変色して商品価値がなくなり、桜島から40～50km離れた志布志湾では天日干しの魚に火山灰が付着するなど、さまざまな場面に降灰の影響が現れた。県民からの要望を受けて、1983年に鹿児島地方気象台が降灰予報提供を始めたという。

2013年火山噴火予知連絡会副会長 石原和弘



### 3 火山灰は「見えない・小さい」が怖い

#### ① 灰の大きさ

火山灰は噴火で放出される直径2ミリ未満の噴出物で、風によって大気中に拡散する。火山灰は見えず小さく遠くまで飛来する。たとえば、小田原市付近に飛来する火山灰は直径1ミリ以上のものが75%を占めるのに対し、東京都新宿区では直径0.25ミリ以下と細かい火山灰が多くなる。また、風向きにもよるが、東京都内では8センチから16センチの灰が積もると想定されている。なお、1707年の宝永噴火では関東圏の広い範囲に火山灰が降り、新宿で1～2cm、品川や千葉県北部で4～8cmもの火山灰が積もったほか、新宿には砂状の粒、品川に軽石が飛んできたという。

#### ② 健康障害のおそれ

エアロゾルは、分散媒が気体の状態で、0.001～1μm (1～1000μm [1mm]) 程度の粒子が気体、液体あるいは固体の状態で浮遊・懸濁している物質であり、目・鼻・ノド・気管支だけでなく肺の肺胞に達する危険がある。ぜんそくや気管支炎、肺気腫など肺に問題を抱える人や、深刻な心臓疾患のある人は注意が必要である。とくに子どもの場合、外で遊んでいる間に大量の火山灰を浴びる可能性が高く注意を要する。

#### ③ 早期の注意喚起や情報提供が重要

千葉県では「県内で観測された、飛散する火山灰の一部である浮遊粒子状物質や火山性ガス等の大気中の濃度の測定し、その状況を公表する。気象庁をはじめとする各省庁などが提供する情報から、県民の健康・生活等に影響の大きい情報（健康、食品、水道、電力、通信、交通に関する情報等）を、県のホームページのほか、ツイッター等SNSを通じ、注意喚起及び情報提供を行う」との方針を明らかにしている。

#### ④ 火山灰の健康影響

火山灰が降る地域に暮らす人びとの安全を確保するために、国際火山災害健康リスク評価ネットワーク、国際火山学地球内部化学協会の都市火山委員会、ニュージーランド地質・核科学研究所、米国地質調査所が共同で地域住民のためのしおりを作成している。

## 4 降灰量階級表

気象庁は、降灰量の情報を防災対応が取りやすいよう、降灰量を階級で表現した資料を公開している。降灰量を降灰の厚さによって「多量」「やや多量」「少量」の3つの階級に区分し、降灰量階級表ではそれぞれの階級における「降灰の状況」「降灰の影響」「とるべき対応行動」を示しており、with降灰のライフスタイルの目安になる（図3）。

降灰予報で使用する降灰量階級表


名称	表現例		影響ととるべき行動		その他の影響	
	厚さ キーワード	イメージ※1		人		道路
		路面	視界			
多量	1mm 以上 [外出を控える]	完全に覆われる 	視界不良となる 	外出を控える 慢性の喘息や慢性閉塞性肺疾患（肺気腫など）が悪化し健康な人でも目・鼻・のど・呼吸器などの異常を訴える人が出始める	運転を控える 降ってくる火山灰や積もった火山灰をまきあげて視界不良となり、通行規制や速度制限等の影響が生じる	がいしへの火山灰付着による停電発生や上水道の水質低下及び給水停止のおそれがある
やや多量	0.1mm≦厚さ<1mm [注意]	白線が見えにくい 	明らかに降っている 	マスク等で防護 喘息患者や呼吸器疾患を持つ人は症状悪化のおそれがある	徐行運転する 短時間で強く降る場合は視界不良の恐れがある 道路の白線が見えなくなるおそれがある（およそ0.1～0.2mmで鹿児島市は降灰作業を開始）	稲などの農作物が収穫できなくなった <sup>※2</sup> 、鉄道のポイント故障等により運転見合わせのおそれがある
少量	0.1mm 未満	うっすら積もる 	降っているのがようやくわかる	窓を閉める 火山灰が衣服や身体に付着する 目に入ったときは痛みを伴 <sup>※3</sup>	フロントガラスの除灰 火山灰がフロントガラスなどに付着し、視界不良の原因となるおそれがある	航空機の運航不可 <sup>※2</sup>

図3



## 5 火山灰と社会経済生活インフラ障害

### ① 飛行機の運行障害

飛行機のジェットエンジンが火山灰を吸い込むと、灰の中のガラス成分が高温で溶けて内部にこびりつき、最悪の場合、エンジンが停止するおそれがある。また、コックピットの窓ガラスが傷つき、視界が悪化するおそれもある。滑走路は0.2ミリから0.4ミリの降灰で、滑走路上の指示表示が見えづらくなり、1～4ミリで閉鎖される。

1982年にインドネシアで発生したガルングン山噴火の際には、飛行中の英国航空のジャンボ機が火山の噴煙の中に突っ込み、数分の間に4つすべてのエンジンが停止した。幸い、飛行機は噴煙から脱出しエンジンが再始動、無事に着陸することができた。1991年にフィリピンで発生したピナトゥポ山噴火の際には、18日間に16機の航空機が飛行中に火山灰をエンジンに吸い込み、そのうち2機のエンジンが停止した。2010年にアイスランドで発生したエイヤフィヤトラ・ヨークトル噴火の際には、欧州28カ国の空港がおよそ1週間閉鎖され、10万便以上が欠航し、第2次世界大戦以後でもっとも多い欠航となった。

筆者は長崎県警在任中、普賢岳の山体変容の定点観測で月1回、県警のヘリコプターに搭乗し普賢岳の火口真上まで飛行し写真を撮り、島原火山研究所の太田所長に届けるという仕事をしてきた。その際、ある時、突然、水蒸気を多く含んだ噴煙が立ち上り、操縦席のフロントガラスを直撃し、一瞬視界がゼロの状態になった。ベテランの操縦士がとっさに現場を離脱し事なきを得たが、人生一巻の終わりと肝を冷やした。

### ② 鉄道の運行障害

鉄道のレールは車両を支えるだけでなく、軌道回路として安全確保などさまざまな情報伝達にも使われている。その上に火山灰が0.5ミリ積もるだけで、列車の運行システムに障害が起きる。噴火が発生し、それが宝永噴火級の規模と分かるのは、噴火が始まってから30分から1時間後だという。次の1時間後に、東京で0.5ミリくらい火山灰が積もれば、電車は動かなくなる。早く帰宅することが大事だが、帰宅困難問題が起こることも予想される。

阿蘇山の噴火では、鉄道が運転を見合わせた。原

因は信号の誤作動にあった。鉄道の指令所はレールに流れている電流で電車の位置を感知しているが、レールの表面に灰が積もると短絡（接触不良）を起こし、電車の位置が分からなくなる。それによって、信号に誤作動が生じうる。鹿児島市では桜島の火山灰の影響で、鉄道がたびたび運休になる。富士山の噴火で溶岩流や土石流が静岡県側に流れ出せば、東海道新幹線と東名高速道路が寸断され、経済的な影響は計り知れない。

### ③ 電気の送電障害

2016年に熊本県で発生した阿蘇山噴火では、60万トンを超える噴出物によって、一夜にして町が灰に覆われた。噴火からまもなく2万戸以上の大規模停電が発生したが、その原因は電柱などにつけられた絶縁体の「碍子（がいし）」に積もった火山灰が雨に濡れ、漏電が発生したことによる。したがって、首都圏でも雨が降れば大規模停電が起きる可能性がある。

### ④ 発電障害

見逃されているのは、東京湾周辺の火力発電所の存在である。火力発電所では大量の空気を吸い込むための吸入口にフィルタを付けており、これが火山灰で詰まると、発電能力が低下し、広域停電になるおそれがある。

### ⑤ 交通障害

火山灰が1ミリ以上積もると自動車の速度は30キロ程度、5センチ以上積もると10キロ程度まで落ちる。10センチ以上積もると走行ができなくなり、物流が止まり生活に支障を来す。火山灰が降るときはスリップ事故が起きないように、ロードスノーパーという車で道路の灰を取り除く必要がある。2018年には大規模噴火で火山灰が積もった道路を想定した走行実験を世界で初めて行い、四輪駆動自動車以外はまともに走れないことがわかり、避難方法を見直すきっかけとなった。なお、2011年に起きた霧島連山の新燃岳の噴火では、宮崎県の都城市などで数ミリから数センチの火山灰が積もっただけで、交通事故が相次いだ。

### ⑥ 配水障害

河川が火山灰で汚染されると浄水処理に影響が出

て、減水・断水する地域が出てくる可能性がある。東京都水道局では、浄水場に屋根をつけたりシートをかぶせたりして、降灰を防ぎ、他の浄水場から水を管路のネットワークで回すことで被害を最小限にする取り組みを進めている。千葉県でも水道事業体に対し、水質監視体制の強化や浄水処理工程への降灰対策を要請している。しかし、断水に備え、水を備蓄しておくことが大事である。大量の火山灰で交通網が遮断され、給水車が1週間経っても届かないおそれもある。災害時は1人1日3リットルが必要で、4人家族なら1週間分で2リットル6本入りの水が7ケース必要となる。

#### ⑦ 空調設備の故障

吸気ラインが地面に水平な形状の非常用発電機や空調のフィルタの目詰まりが懸念される。1980～1992年の桜島噴火の際、鹿児島市において外付けの空調ユニットに影響はなかったが、1992年に発生したアラスカのスパーク火山噴火の際には、電話交換機の空冷機能が予防的に停止された。

#### ⑧ 火山灰の清掃方法

火山灰を掃除せずそのままにしておくと、事故につながりかねない。火山灰の清掃方法は以下のとおりである。

- 掃き掃除の前に必ず火山灰を湿らせる。
- 積もっている灰は、ほうきではなくシャベルで除去する。
- 集めた火山灰は専用の袋に入れて処分する。
- 火山灰は通常のゴミとは別に処分されるため、地域で決められた日に出す。

火山灰を湿らす理由は、乾燥した状態で掃除をすると灰が舞ってしまうからである。ただし、火山灰が浸かるほど水をかけると火山灰が固まり、掃除がしにくくなるので注意が必要である。また、火山灰を片付けるときは、なるべく体中に取り込まないようにゴーグルやマスクをつけ、ツルツルしたナイロン製の服を着るとよい。火山灰はとてもしずべりやすいため、屋根の上の火山灰をおろすときにはヘルメットや命綱をつけ、事故に備え作業は2人以上で行うとよい。

桜島の教訓は「火山灰は下水に流さない」ということである。火山灰は下水に流すと詰まってしまう。そこで桜島では「克灰袋」(こくはいぶくろ)

という灰を詰める袋を市が無料で配布し、灰が詰められた袋を市が定期的に回収している。雲仙普賢岳でも島原市民が毎日黄色い袋に道路の火山灰を詰めて、市の清掃車が集めていた。また、下水がつかまらないよう、雨どいや配水管は排水溝からはずされ、火山灰と水が地面に流れるような状態になっていた。東京から長崎へ赴任した筆者は、なぜ火山灰を排水溝に水で流さないのだろうと不思議に思ったが、理由を聞いて、現場ならではの知恵と思った次第である。

#### ⑨ 生きた教訓

現場のことは現場に聞け！ 動画「知る・備える・行動する“桜島の大規模噴火”～その時、あなたはどうか動く？～」(鹿児島市)、「桜島の火山灰対策」(NHK)が参考になる。YouTubeとNHKのサイトで視聴できる。

### おわりに

広域かつ非常に多くの住民の生活や経済活動に、長期間影響を及ぼす可能性が高い首都圏への広域降灰に対し、あらかじめ防災計画を定めることが必要である。中央防災会議の報告書を踏まえ、関係省庁、関係指定公共機関、インフラ事業者などが有識者の協力を得て、大規模噴火時の広域降灰による被害軽減、社会的混乱の抑制のための具体的な対策を整えていく必要があるだろう。なお、首都圏はマンションが多いが、マンション居住者による自助・共助の火山灰対策は一朝一夕でできるものではない。これまでのマンション防災の絆や知恵をぜひ活かしてほしい。

#### 追記：災害伝承について

災害伝承に関する貴重な情報が内閣府の広報誌「ぼうさい」の連載記事「過去の災害に学ぶ」にまとめられており、内閣府の中央防災会議「災害教訓の継承に関する専門調査会」のウェブサイトで閲覧することができる。連載記事にはたとえば、雲仙普賢岳の噴火の際の経験から、危機管理がうまく機能するためには、科学者、行政、住民、マスメディアの四極構造が、火山活動と災害に対して共通の認識と言葉を持つことが重要で、そのためには日ごろから顔の見える綿密な関係を保つことが非常に重要であることが記されている。しかし、雲仙岳測候所は

近年の観測・通信技術の発達により業務が自動化され、2005年10月1日をもって職員が駐在しなくなった。また、九州大学の地震火山観測研究センターの存続が危ぶまれている。行政改革の名の下に地域と顔の見えない状況が生まれるのは、雲仙普賢岳の災害教訓と相反するものであると指弾されている。筆者が長崎県警時代にお世話になった島原火山研究所の太田所長は、「見解の異なる情報の氾濫で、社会的混乱を誘発するという常識は、長期災害に直面し、情報を渴望している災害現場では通用しないことも実証できました」（太田一也教授退官記念文集）と、当時のマスコミの姿勢を批判している。

本稿は、「MALCAの眼」第9号 2022年（一社）マンションライフ継続支援協会編の拙稿に加筆・修正したものである。



## 日本セーフティプロモーション学会 第16回学術大会報告

須賀 朋子

酪農学園大学

2022年10月29（土）、30日（日）に、酪農学園大学（北海道江別市）にて、日本セーフティプロモーション学会第16回大会を開催いたしました。例年、12月に学術大会を行っていましたが、北海道の雪事情を視野に入れて、前倒し期日の開催となりました。晩秋の北海道ではありましたが、紅葉の美しさと天気にも恵まれた大会となりました。また、昨年度と同様に、新型コロナウイルスの感染対策も考慮にいて、現地参加とオンライン参加を併用した、ハイブリッド形式で開催しました。



教育講演1（森田 茂先生）



酪農学園大学の牛舎と広大なキャンパス全景

第16回学術大会のテーマは、酪農学園大学が獣医学群と農食環境学群という2学群の大学であることの特徴を生かして、「人と動物の関係から安全を考える」といたしました。

大会1日目は、「教育講演」として本学の教授2名にご講演いただきました。「教育講演1」では、農食環境学群の森田茂教授より「人と家畜相互の信頼と恐れに基づく洗練された家畜管理技術の普及」というテーマでご講演いただきました。

森田茂先生は、北海道大学で博士（農学）を取得し、牛の行動学の研究を続けていらっしゃいます。家畜のなかでも牛は「人との良好な関係」が必要であること、「なぜなら、牛は（人が食べることができない）草を食べ、（人が食べることができない）食品を作ることができる」からです。牛の気持ちや行

動を人間が理解しようと研究を進めることで、良質で大量の乳製品がつくられ、私たちの食卓を豊かにしていることを強調されていました。

牛はとても敏感な動物で、人間の位置を左右どちらかの目で見ようとして、顔をわずかに左右に動かし、見えない部分は後部の2割しかありません。また、聴覚も敏感で、ミルクカーや金属音や人の叫び声などにも敏感に反応します。研究では、人間が聞こえないような音まで聞き取っているというお話がありました。また、牛は「社会をつくる」動物で、「威嚇」と「回避」を繰り返して、強い個体の場所には行かない習慣をつくります。そして、安定した社会を作るために順位を決めて、「けんかをしない」、「親和行動（なめてあげる）で仲の良い関係を作る」、「座って休む場所にも、お互いに配慮」しながら、牛の群れの社会を作ります。これらの牛の行動を観察して、仲の悪い牛同士は同じ牛舎に入れないなどの配慮をして、安全で心の安定を保てる、牛の社会生活の手助けをする必要が人間の役目としてあります。人間が牛たちの気持ちを理解してあげることで、牛は健やかに育ち、群れを作っていくそうです。社会生活を送るなかで、人間も牛の行動から学ぶことが多いことを人と動物（牛）の関係から考えることができました。

「教育講演2」では、獣医学群の川添敏弘教授より、「シェルターメディスンと動物との共生社会づくり」というテーマでご講演いただきました。



教育講演2 (川添敏弘先生)

川添敏弘先生は、獣医師として、家畜診療所で牛の獣医師として7年間勤務した後、心理学に興味を持ち、心理学を学ぶために大学院に進学して、臨床心理士、公認心理師の資格を取得されました。その後、幼児教育を専門とする大学で助教・准教授を務め、その傍ら「重度知的障害の方が人との信頼関係を結び直すのは難しいが、動物を介在することによって改善できるのではないか」ということに着眼点を置いた研究を行い、横浜国立大学で博士(学術)を取得されました。

シェルターメディスンとは、日本語では「群管理獣医療」と訳されており、現在、人と動物の関係が深まっていくなかで起きている問題(災害時のペットの居場所や衛生管理、多頭飼育崩壊など)を学術的に解決しようとする実践的な領域のことです。

現在、酪農学園大学では北海道の実証事業として、シェルターにおける動物愛護事業を始めています。災害(豪雨による河川の氾濫、大震災)のとき、ペットを群単位で預かるケースがあり、シェルターメディスンの視点が役に立ちます。平時には動物愛護センターや避難場所などでストレスなく過ごすことができるように、普段から犬の習性を理解したトレーニングをすることが大切です。犬は情動的なだけでなく、考えて行動する、奥深い動物です。

酪農学園大学獣医学群では、暴力(リードを強く引っ張るなど)を用いないトレーニング方法を学生たちに教えています。また、ペットを飼うときには、終生飼養の覚悟をもって飼育し、災害が起きた時のペットの避難場所、ワクチン接種やマイクロチップを装着する必要があることも授業で強調しています。ちなみに、マイクロチップ装着は、2022年の6月から義務化されています。

先日、多頭飼育崩壊を起こした現場に行ってきた

したが、10畳ほどの部屋に120匹を超える犬がいました。ネグレクト状態であった犬の一部を酪農学園大学のシェルターに保護して、適切な飼養管理を行い、トレーニングも行っていきます。今後、犬の譲渡会に出すことになっています。

日本では欧米に比べて、動物の「適正飼養管理」が疎かになる人が多いと言われています。そのため、さまざまな社会問題が起きています。そのような人と動物の関係に見られる問題を解決していくための研究や学問がシェルターメディスンであり、今後も進めていく必要があります。

大会2日目は一般演題の発表(12題)が行われました。演題は、セクション1では、大学コミュニティ防災、学校安全、セクション2では、セーフコミュニティ、安全学、セクション3では、暴力予防、障害特性、セクション4では、乳幼児の事故などをテーマとした、多岐にわたる演題が出揃い、質疑応答も活発に行われました。



一般演題発表の様子

今回は、北海道大会ということで、北海道内の学会員も増えました。また、多くの方が本州から飛行機に乗って、第16回学術大会にご参加いただき、深く感謝申し上げます。



懇親会での様子

日本セーフティプロモーション学会誌 第16巻第1号  
Journal of Safety Promotion Vol.16 No.1

令和5年4月発行

編集者 日本セーフティプロモーション学会誌編集委員会

発行所 日本セーフティプロモーション学会

事務局

大阪教育大学 学校安全推進センター内

〒563-0026 大阪府池田市緑丘1-2-10

Tel 072-752-9905 Fax 072-752-9904

E-mail : JapaneseSSP@gmail.com